

正誤表(1)

工事件名) 道東自動車道 トナム I C 工事

修正箇所	正誤区分																																																																																																									
<p>金抜き設計書 単価表</p>	<p style="text-align: center;">単 価 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目番号</th> <th>項 目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>145</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (A)</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>146</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (A)</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>147</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)</td> <td>3</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>148</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (B)</td> <td>75</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>149</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (C)</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>151</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (A)</td> <td>3</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>152</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)</td> <td>422</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>153</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)</td> <td>4</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>154</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 ランプ規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)</td> <td>180</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>155</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 ランプ規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>156</td> <td>19 - (2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員</td> <td>659</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要	145	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (A)	2	回				146	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (A)	2	回				147	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)	3	回				148	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (B)	75	回				149	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)	2	回				150	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (C)	2	回				151	19 - (1)	交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (A)	3	回				152	19 - (1)	交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)	422	回				153	19 - (1)	交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)	4	回				154	19 - (1)	交通規制工 ランプ規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)	180	回				155	19 - (1)	交通規制工 ランプ規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)	2	回				156	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員	659	人・日				
	番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要																																																																																																		
	145	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (A)	2	回																																																																																																					
	146	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (A)	2	回																																																																																																					
	147	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)	3	回																																																																																																					
	148	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (B)	75	回																																																																																																					
	149	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)	2	回																																																																																																					
	150	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (C)	2	回																																																																																																					
	151	19 - (1)	交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (A)	3	回																																																																																																					
	152	19 - (1)	交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)	422	回																																																																																																					
	153	19 - (1)	交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)	4	回																																																																																																					
	154	19 - (1)	交通規制工 ランプ規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)	180	回																																																																																																					
	155	19 - (1)	交通規制工 ランプ規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)	2	回																																																																																																					
	156	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員	659	人・日																																																																																																					
	<p>正</p>	<p style="text-align: center;">単 価 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目番号</th> <th>項 目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>145</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (A)</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>146</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (A)</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>147</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)</td> <td>3</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>148</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (B)</td> <td>75</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>149</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (C)</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>151</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (A)</td> <td>3</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>152</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)</td> <td>62</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>153</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)</td> <td>4</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>154</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 ランプ規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)</td> <td>180</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>155</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 ランプ規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>156</td> <td>19 - (2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員</td> <td>409</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要	145	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (A)	2	回				146	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (A)	2	回				147	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)	3	回				148	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (B)	75	回				149	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)	2	回				150	19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (C)	2	回				151	19 - (1)	交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (A)	3	回				152	19 - (1)	交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)	62	回				153	19 - (1)	交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)	4	回				154	19 - (1)	交通規制工 ランプ規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)	180	回				155	19 - (1)	交通規制工 ランプ規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)	2	回				156	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員	409	人・日			
		番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要																																																																																																	
145		19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (A)	2	回																																																																																																					
146		19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (A)	2	回																																																																																																					
147		19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)	3	回																																																																																																					
148		19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (B)	75	回																																																																																																					
149		19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)	2	回																																																																																																					
150		19 - (1)	交通規制工 路肩規制 (昼夜連続) 1 × 2 (C)	2	回																																																																																																					
151		19 - (1)	交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (A)	3	回																																																																																																					
152		19 - (1)	交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)	62	回																																																																																																					
153		19 - (1)	交通規制工 ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)	4	回																																																																																																					
154		19 - (1)	交通規制工 ランプ規制 (昼夜連続) 1 × 1 (B)	180	回																																																																																																					
155		19 - (1)	交通規制工 ランプ規制 (昼夜連続) 1 × 1 (C)	2	回																																																																																																					
156		19 - (2)	交通保安要員 交通監視員	409	人・日																																																																																																					

正誤表(2)

工事件名) 道東自動車道 トナム I C 工事

修正箇所		正誤区分									
金抜き設計書 単価表	誤	単 価 表									
		番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要		
		157	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員A	2,657	人・日					
		158	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B	1,050	人・日					
		159	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B (Y)	32	人・日					
		160	特 - (1)	軽量盛土工 軽量盛土工設置工A	270	m ³					
		161	特 - (1)	軽量盛土工 軽量盛土工設置工B	642	m ³					
		162	特 - (1)	軽量盛土工 軽量盛土工設置工C	37	m ³					
		163	特 - (1)	軽量盛土工 壁面材設置工A	340	m ²					
		164	特 - (1)	軽量盛土工 壁面材設置工B	31	m ²					
		165	特 - (1)	軽量盛土工 上部コンクリート床版工	57	m ²					
		166	特 - (1)	軽量盛土工 上部コンクリート床版抑止工	50	本					
		167	特 - (1)	軽量盛土工 コンクリート床版工	26	m ²					
		168	特 - (1)	軽量盛土工 中間コンクリート床版工	29	m ²					
		金抜き設計書 単価表	正	単 価 表							
				番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
				157	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員A	2,657	人・日			
				158	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B	1,050	人・日			
				159	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B (Y)	16	人・日			
160	特 - (1)			軽量盛土工 軽量盛土工設置工A	270	m ³					
161	特 - (1)			軽量盛土工 軽量盛土工設置工B	642	m ³					
162	特 - (1)			軽量盛土工 軽量盛土工設置工C	37	m ³					
163	特 - (1)			軽量盛土工 壁面材設置工A	340	m ²					
164	特 - (1)			軽量盛土工 壁面材設置工B	31	m ²					
165	特 - (1)			軽量盛土工 上部コンクリート床版工	57	m ²					
166	特 - (1)			軽量盛土工 上部コンクリート床版抑止工	50	本					
167	特 - (1)			軽量盛土工 コンクリート床版工	26	m ²					
168	特 - (1)			軽量盛土工 中間コンクリート床版工	29	m ²					

正誤表(3)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分																																								
<p>特記仕様書 21-3 建設副産物の活用等</p>	<p>る3施設程度とする。</p> <p>(3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要であると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>21-3 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 共通仕様書1-28の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>用排水構造物</td> <td>—</td> <td>再資源化施設へ搬出(有償)率計上</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>STA.1019+20~STA.1029+40 舗装版取壊し(As-c含む)</td> <td>—</td> <td>再資源化施設へ搬出(有償)率計上</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>伐採箇所</td> <td>—</td> <td>再資源化施設へ搬出(有償)率計上</td> </tr> <tr> <td>安定型混合廃棄物</td> <td>STA.1017+20~STA.1019+15.6 のり面保護工(連続繊維補強土工)</td> <td>—</td> <td>最終処分場へ搬出(有償)率計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>柳吉岡</td> <td>南富良野町字 幾寅 2608-1</td> <td>受入時間:8:00~17:00 日曜日受入不可 50cm程度まで受入可</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>大心技研工業㈱</td> <td>清水町字清水 第5線 52-1</td> <td>受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可 50cm程度まで受入可</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>大心技研工業㈱</td> <td>清水町字清水 第5線 52-1</td> <td>受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可</td> </tr> <tr> <td>安定型混合廃棄物</td> <td>北清ふらの㈱</td> <td>富良野市字山部 西12線 2618-2</td> <td>受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可 安定型5品目の混合物</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載している事項については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>21-4 特定建設資材の分別解体等・再資源化等</p> <p>本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年5月31日 法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p style="text-align: center;">24</p>	建設副産物	発生場所	数量	活用方法等	コンクリート塊	用排水構造物	—	再資源化施設へ搬出(有償)率計上	アスファルト・コンクリート塊	STA.1019+20~STA.1029+40 舗装版取壊し(As-c含む)	—	再資源化施設へ搬出(有償)率計上	建設発生木材	伐採箇所	—	再資源化施設へ搬出(有償)率計上	安定型混合廃棄物	STA.1017+20~STA.1019+15.6 のり面保護工(連続繊維補強土工)	—	最終処分場へ搬出(有償)率計上	建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊	柳吉岡	南富良野町字 幾寅 2608-1	受入時間:8:00~17:00 日曜日受入不可 50cm程度まで受入可	アスファルト・コンクリート塊	大心技研工業㈱	清水町字清水 第5線 52-1	受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可 50cm程度まで受入可	建設発生木材	大心技研工業㈱	清水町字清水 第5線 52-1	受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可	安定型混合廃棄物	北清ふらの㈱	富良野市字山部 西12線 2618-2	受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可 安定型5品目の混合物
	建設副産物	発生場所	数量	活用方法等																																					
コンクリート塊	用排水構造物	—	再資源化施設へ搬出(有償)率計上																																						
アスファルト・コンクリート塊	STA.1019+20~STA.1029+40 舗装版取壊し(As-c含む)	—	再資源化施設へ搬出(有償)率計上																																						
建設発生木材	伐採箇所	—	再資源化施設へ搬出(有償)率計上																																						
安定型混合廃棄物	STA.1017+20~STA.1019+15.6 のり面保護工(連続繊維補強土工)	—	最終処分場へ搬出(有償)率計上																																						
建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件																																						
コンクリート塊	柳吉岡	南富良野町字 幾寅 2608-1	受入時間:8:00~17:00 日曜日受入不可 50cm程度まで受入可																																						
アスファルト・コンクリート塊	大心技研工業㈱	清水町字清水 第5線 52-1	受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可 50cm程度まで受入可																																						
建設発生木材	大心技研工業㈱	清水町字清水 第5線 52-1	受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可																																						
安定型混合廃棄物	北清ふらの㈱	富良野市字山部 西12線 2618-2	受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可 安定型5品目の混合物																																						
	<p>る3施設程度とする。</p> <p>(3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要であると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>21-3 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 共通仕様書1-28の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>用排水構造物 くい頭処理施工箇所 落石防護柵</td> <td>—</td> <td>再資源化施設へ搬出(有償)率計上</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>STA.1019+20~STA.1029+40 舗装版取壊し(As-c含む)</td> <td>—</td> <td>再資源化施設へ搬出(有償)率計上</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>伐採箇所</td> <td>—</td> <td>再資源化施設へ搬出(有償)率計上</td> </tr> <tr> <td>安定型混合廃棄物</td> <td>STA.1017+20~STA.1019+15.6 のり面保護工(連続繊維補強土工)</td> <td>—</td> <td>最終処分場へ搬出(有償)率計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>柳吉岡</td> <td>南富良野町字 幾寅 2608-1</td> <td>受入時間:8:00~17:00 日曜日受入不可 50cm程度まで受入可</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>大心技研工業㈱</td> <td>清水町字清水 第5線 52-1</td> <td>受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可 50cm程度まで受入可</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>大心技研工業㈱</td> <td>清水町字清水 第5線 52-1</td> <td>受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可</td> </tr> <tr> <td>安定型混合廃棄物</td> <td>北清ふらの㈱</td> <td>富良野市字山部 西12線 2618-2</td> <td>受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可 安定型5品目の混合物</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載している事項については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>21-4 特定建設資材の分別解体等・再資源化等</p> <p>本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年5月31日 法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p style="text-align: center;">24</p>	建設副産物	発生場所	数量	活用方法等	コンクリート塊	用排水構造物 くい頭処理施工箇所 落石防護柵	—	再資源化施設へ搬出(有償)率計上	アスファルト・コンクリート塊	STA.1019+20~STA.1029+40 舗装版取壊し(As-c含む)	—	再資源化施設へ搬出(有償)率計上	建設発生木材	伐採箇所	—	再資源化施設へ搬出(有償)率計上	安定型混合廃棄物	STA.1017+20~STA.1019+15.6 のり面保護工(連続繊維補強土工)	—	最終処分場へ搬出(有償)率計上	建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊	柳吉岡	南富良野町字 幾寅 2608-1	受入時間:8:00~17:00 日曜日受入不可 50cm程度まで受入可	アスファルト・コンクリート塊	大心技研工業㈱	清水町字清水 第5線 52-1	受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可 50cm程度まで受入可	建設発生木材	大心技研工業㈱	清水町字清水 第5線 52-1	受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可	安定型混合廃棄物	北清ふらの㈱	富良野市字山部 西12線 2618-2	受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可 安定型5品目の混合物
建設副産物	発生場所	数量	活用方法等																																						
コンクリート塊	用排水構造物 くい頭処理施工箇所 落石防護柵	—	再資源化施設へ搬出(有償)率計上																																						
アスファルト・コンクリート塊	STA.1019+20~STA.1029+40 舗装版取壊し(As-c含む)	—	再資源化施設へ搬出(有償)率計上																																						
建設発生木材	伐採箇所	—	再資源化施設へ搬出(有償)率計上																																						
安定型混合廃棄物	STA.1017+20~STA.1019+15.6 のり面保護工(連続繊維補強土工)	—	最終処分場へ搬出(有償)率計上																																						
建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件																																						
コンクリート塊	柳吉岡	南富良野町字 幾寅 2608-1	受入時間:8:00~17:00 日曜日受入不可 50cm程度まで受入可																																						
アスファルト・コンクリート塊	大心技研工業㈱	清水町字清水 第5線 52-1	受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可 50cm程度まで受入可																																						
建設発生木材	大心技研工業㈱	清水町字清水 第5線 52-1	受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可																																						
安定型混合廃棄物	北清ふらの㈱	富良野市字山部 西12線 2618-2	受入時間:8:00~16:30 日曜日、第2、4土曜日受入不可 安定型5品目の混合物																																						

正誤表(4)

工事件名) 道東自動車道 トمامIC工事

修正箇所	正誤区分																		
<p>特記仕様書 28-3-1 道路掘削、 客土掘削 (1)種別</p>	<p style="text-align: center;">正誤区分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>硬岩 A</td> <td>2) 本線盛土下部路床への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節</td> </tr> <tr> <td>客土掘削 土砂 A</td> <td>1) トمامIC盛土場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節</td> </tr> <tr> <td>客土掘削 土砂 B</td> <td>1) トمامIC Cランプ張り置場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節</td> </tr> <tr> <td>客土掘削 土砂 C</td> <td>1) 落合地区張り置場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部及び工事用道路への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節</td> </tr> </table> <p>※道路掘削 土砂Aの積算上の土質区分は「土砂A」相当、客土掘削 土砂Aの積算上の土質区分は「土砂F」相当とし、客土掘削 土砂Bの積算上の土質区分は「土砂F」相当とし、客土掘削 土砂Cの積算上の土質区分は「土砂F」相当とし、道路掘削 土砂(表土)の積算上の土質区分は「土砂E」相当とし、道路掘削 軟岩Aの積算上の土質区分は「軟岩C」相当とし、道路掘削 硬岩Aの積算上の土質区分は「硬岩A」相当とする。</p> <p>(2) 施工 トمامIC周辺 (STA.1002+30～STA.1030+11.74) における客土掘削については、盛土速度「10cm/日」の緩速施工で実施するものとする。なお「10cm/日」とは、1日に30cm盛土を行った後2日間放置することをいう。</p> <p>(3) 数量の検測 客土掘削の数量検測は、盛土の設計数量 (m³) で行うものとする。</p> <p>28-3-2 盛土工 (1) 種別 盛土工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土工 盛土工 A 1</td> <td>1) 本線盛土上部路床 (凍上抑制層) への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節</td> </tr> <tr> <td>盛土工 盛土工 A 2</td> <td>1) 本線盛土下部路床 (凍上抑制層) への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節</td> </tr> <tr> <td>盛土工 盛土工 A 3</td> <td>1) 本線盛土下部路床への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節</td> </tr> <tr> <td>盛土工 盛土工 B 1</td> <td>1) 本線盛土路体部への他工事受入れ土の敷均し、締固め 2) 含水量の調節</td> </tr> </tbody> </table> <p>※盛土工Aの積算上の土質区分は「土砂F」相当とし、盛土工Bの積算上の土質区分は「土砂E」相当とする。</p> <p style="text-align: center;">31</p>	硬岩 A	2) 本線盛土下部路床への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節	客土掘削 土砂 A	1) トمامIC盛土場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節	客土掘削 土砂 B	1) トمامIC Cランプ張り置場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節	客土掘削 土砂 C	1) 落合地区張り置場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部及び工事用道路への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節	単価表の項目	区分内容	盛土工 盛土工 A 1	1) 本線盛土上部路床 (凍上抑制層) への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節	盛土工 盛土工 A 2	1) 本線盛土下部路床 (凍上抑制層) への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節	盛土工 盛土工 A 3	1) 本線盛土下部路床への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節	盛土工 盛土工 B 1	1) 本線盛土路体部への他工事受入れ土の敷均し、締固め 2) 含水量の調節
	硬岩 A	2) 本線盛土下部路床への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節																	
客土掘削 土砂 A	1) トمامIC盛土場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節																		
客土掘削 土砂 B	1) トمامIC Cランプ張り置場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節																		
客土掘削 土砂 C	1) 落合地区張り置場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部及び工事用道路への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節																		
単価表の項目	区分内容																		
盛土工 盛土工 A 1	1) 本線盛土上部路床 (凍上抑制層) への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節																		
盛土工 盛土工 A 2	1) 本線盛土下部路床 (凍上抑制層) への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節																		
盛土工 盛土工 A 3	1) 本線盛土下部路床への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節																		
盛土工 盛土工 B 1	1) 本線盛土路体部への他工事受入れ土の敷均し、締固め 2) 含水量の調節																		
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>硬岩 A</td> <td>2) 本線盛土下部路床への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節</td> </tr> <tr> <td>客土掘削 土砂 A</td> <td>1) トمامIC盛土場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部、埋戻し部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節</td> </tr> <tr> <td>客土掘削 土砂 B</td> <td>1) トمامIC Cランプ張り置場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節</td> </tr> <tr> <td>客土掘削 土砂 C</td> <td>1) 落合地区張り置場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部、埋戻し部及び工事用道路への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節</td> </tr> </table> <p>※道路掘削 土砂Aの積算上の土質区分は「土砂A」相当、客土掘削 土砂Aの積算上の土質区分は「土砂F」相当とし、客土掘削 土砂Bの積算上の土質区分は「土砂F」相当とし、客土掘削 土砂Cの積算上の土質区分は「土砂F」相当とし、道路掘削 土砂(表土)の積算上の土質区分は「土砂E」相当とし、道路掘削 軟岩Aの積算上の土質区分は「軟岩C」相当とし、道路掘削 硬岩Aの積算上の土質区分は「硬岩A」相当とする。</p> <p>(2) 施工 トمامIC周辺 (STA.1002+30～STA.1030+11.74) における客土掘削については、盛土速度「10cm/日」の緩速施工で実施するものとする。なお「10cm/日」とは、1日に30cm盛土を行った後2日間放置することをいう。</p> <p>(3) 数量の検測 客土掘削の数量検測は、盛土の設計数量 (m³) で行うものとする。</p> <p>28-3-2 盛土工 (1) 種別 盛土工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土工 盛土工 A 1</td> <td>1) 本線盛土上部路床 (凍上抑制層) への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節</td> </tr> <tr> <td>盛土工 盛土工 A 2</td> <td>1) 本線盛土下部路床 (凍上抑制層) への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節</td> </tr> <tr> <td>盛土工 盛土工 A 3</td> <td>1) 本線盛土下部路床への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節</td> </tr> <tr> <td>盛土工 盛土工 B 1</td> <td>1) 本線盛土路体部への他工事受入れ土の敷均し、締固め 2) 含水量の調節</td> </tr> </tbody> </table> <p>※盛土工Aの積算上の土質区分は「土砂F」相当とし、盛土工Bの積算上の土質区分は「土砂E」相当とする。</p> <p style="text-align: center;">31</p>	硬岩 A	2) 本線盛土下部路床への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節	客土掘削 土砂 A	1) トمامIC盛土場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部、埋戻し部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節	客土掘削 土砂 B	1) トمامIC Cランプ張り置場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節	客土掘削 土砂 C	1) 落合地区張り置場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部、埋戻し部及び工事用道路への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節	単価表の項目	区分内容	盛土工 盛土工 A 1	1) 本線盛土上部路床 (凍上抑制層) への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節	盛土工 盛土工 A 2	1) 本線盛土下部路床 (凍上抑制層) への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節	盛土工 盛土工 A 3	1) 本線盛土下部路床への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節	盛土工 盛土工 B 1	1) 本線盛土路体部への他工事受入れ土の敷均し、締固め 2) 含水量の調節
硬岩 A	2) 本線盛土下部路床への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節																		
客土掘削 土砂 A	1) トمامIC盛土場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部、埋戻し部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節																		
客土掘削 土砂 B	1) トمامIC Cランプ張り置場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節																		
客土掘削 土砂 C	1) 落合地区張り置場における土砂の掘削、積込み 2) 本線盛土路体部、構造物裏込め部、埋戻し部及び工事用道路への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節																		
単価表の項目	区分内容																		
盛土工 盛土工 A 1	1) 本線盛土上部路床 (凍上抑制層) への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節																		
盛土工 盛土工 A 2	1) 本線盛土下部路床 (凍上抑制層) への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節																		
盛土工 盛土工 A 3	1) 本線盛土下部路床への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節																		
盛土工 盛土工 B 1	1) 本線盛土路体部への他工事受入れ土の敷均し、締固め 2) 含水量の調節																		

正誤表(5)

工事件名) 道東自動車道 トナム I C 工事

修正箇所	正誤区分																						
<p>特記仕様書 28-3-3 構造物掘削 及び 構造物裏込 め工 (1)種別</p>	<p>誤</p> <p>(2) 材料 盛土工 A 1 及び A 2 に使用する材料は、本特記仕様書 1 6-1 (1) の規定によるものとする。</p> <p>(3) 施工 トナム I C 周辺 (STA. 1002+30~STA. 1030+11.74) における盛土工 B1 の施工については、盛土速度「10cm/日」の緩速施工で実施するものとする。なお「10cm/日」とは、1日に30cm 盛土を行った後 2 日間放置することをいう。</p> <p>(4) 支払 共通仕様書 2-7-8 「支払」に次の項目を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="662 533 1085 660"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(5) 盛土工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛土工 A 1</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>盛土工 A 2</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>盛土工 A 3</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>盛土工 B 1</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 8-3-3 構造物掘削及び構造物裏込め工 (1) 種別 構造物掘削の単価表の項目の種別は、共通仕様書 2-8-1 「定義」に示す他、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="662 750 1189 1108"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物掘削 普通部 A</td> <td>1) 構造物の基礎地盤の土砂及び軟岩の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部 A</td> <td>1) STA. 1010+52 付近函渠工の施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部 B</td> <td>1) STA. 1025+47 付近函渠工の施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部 C 1-1</td> <td>1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (A 1 橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (除去式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">32</p>	単価表の項目	検測の単位	2-(5) 盛土工		盛土工 A 1	m ³	盛土工 A 2	m ³	盛土工 A 3	m ³	盛土工 B 1	m ³	単価表の項目	区分内容	構造物掘削 普通部 A	1) 構造物の基礎地盤の土砂及び軟岩の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部 A	1) STA. 1010+52 付近函渠工の施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部 B	1) STA. 1025+47 付近函渠工の施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部 C 1-1	1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (A 1 橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (除去式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み
	単価表の項目	検測の単位																					
2-(5) 盛土工																							
盛土工 A 1	m ³																						
盛土工 A 2	m ³																						
盛土工 A 3	m ³																						
盛土工 B 1	m ³																						
単価表の項目	区分内容																						
構造物掘削 普通部 A	1) 構造物の基礎地盤の土砂及び軟岩の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替																						
構造物掘削 特殊部 A	1) STA. 1010+52 付近函渠工の施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替																						
構造物掘削 特殊部 B	1) STA. 1025+47 付近函渠工の施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替																						
構造物掘削 特殊部 C 1-1	1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (A 1 橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (除去式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み																						
<p>正</p> <p>(2) 材料 盛土工 A 1 及び A 2 に使用する材料は、本特記仕様書 1 6-1 (1) の規定によるものとする。</p> <p>(3) 施工 トナム I C 周辺 (STA. 1002+30~STA. 1030+11.74) における盛土工 B1 の施工については、盛土速度「10cm/日」の緩速施工で実施するものとする。なお「10cm/日」とは、1日に30cm 盛土を行った後 2 日間放置することをいう。</p> <p>(4) 支払 共通仕様書 2-7-8 「支払」に次の項目を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="662 1400 1085 1527"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(5) 盛土工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛土工 A 1</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>盛土工 A 2</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>盛土工 A 3</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>盛土工 B 1</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 8-3-3 構造物掘削及び構造物裏込め工 (1) 種別 構造物掘削の単価表の項目の種別は、共通仕様書 2-8-1 「定義」に示す他、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="662 1624 1189 1982"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物掘削 普通部 A</td> <td>1) 構造物の基礎地盤の土砂及び軟岩の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部 A</td> <td>1) STA. 1010+52 付近函渠工の施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部 B</td> <td>1) STA. 1025+47 付近函渠工の施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部 C 1-1</td> <td>1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (A 1 橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">32</p>	単価表の項目	検測の単位	2-(5) 盛土工		盛土工 A 1	m ³	盛土工 A 2	m ³	盛土工 A 3	m ³	盛土工 B 1	m ³	単価表の項目	区分内容	構造物掘削 普通部 A	1) 構造物の基礎地盤の土砂及び軟岩の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部 A	1) STA. 1010+52 付近函渠工の施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部 B	1) STA. 1025+47 付近函渠工の施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部 C 1-1	1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (A 1 橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み	
単価表の項目	検測の単位																						
2-(5) 盛土工																							
盛土工 A 1	m ³																						
盛土工 A 2	m ³																						
盛土工 A 3	m ³																						
盛土工 B 1	m ³																						
単価表の項目	区分内容																						
構造物掘削 普通部 A	1) 構造物の基礎地盤の土砂及び軟岩の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替																						
構造物掘削 特殊部 A	1) STA. 1010+52 付近函渠工の施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替																						
構造物掘削 特殊部 B	1) STA. 1025+47 付近函渠工の施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替																						
構造物掘削 特殊部 C 1-1	1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (A 1 橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み																						

正誤表(6)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分																		
<p>特記仕様書 28-3-3 構造物掘削 及び 構造物裏込 め工 (1)種別</p>	<p style="text-align: center;">誤</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C1-2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (P1橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C1-3</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (P2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における仮置き、積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C1-4</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (除去式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C2-1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (除去式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C2-2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (P1橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C2-3</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (P2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C2-4</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (A2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (除去式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D1-1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 両国川第一橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 (撤去及び既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削) 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">33</p>		<ul style="list-style-type: none"> 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C1-2	<ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (P1橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C1-3	<ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (P2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における仮置き、積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C1-4	<ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (除去式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C2-1	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (除去式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C2-2	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (P1橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C2-3	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (P2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C2-4	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (A2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (除去式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部D1-1	<ul style="list-style-type: none"> 1) 両国川第一橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 (撤去及び既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削) 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め
		<ul style="list-style-type: none"> 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																	
	構造物掘削 特殊部C1-2	<ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (P1橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																	
	構造物掘削 特殊部C1-3	<ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (P2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における仮置き、積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																	
	構造物掘削 特殊部C1-4	<ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (除去式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																	
	構造物掘削 特殊部C2-1	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (除去式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																	
	構造物掘削 特殊部C2-2	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (P1橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																	
	構造物掘削 特殊部C2-3	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (P2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																	
	構造物掘削 特殊部C2-4	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (A2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (除去式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																	
	構造物掘削 特殊部D1-1	<ul style="list-style-type: none"> 1) 両国川第一橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 (撤去及び既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削) 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 																	
	<p style="text-align: center;">正</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C1-2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (P1橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C1-3</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 十二線の沢川橋橋梁下部工 (P2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における仮置き、積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C1-4</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C2-1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C2-2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (P1橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C2-3</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (P2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部C2-4</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (A2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D1-1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1) 両国川第一橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 (撤去及び既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削) 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">33</p>		<ul style="list-style-type: none"> 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C1-2	<ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (P1橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C1-3	<ul style="list-style-type: none"> 1) 十二線の沢川橋橋梁下部工 (P2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における仮置き、積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C1-4	<ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C2-1	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C2-2	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (P1橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C2-3	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (P2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部C2-4	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (A2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 	構造物掘削 特殊部D1-1	<ul style="list-style-type: none"> 1) 両国川第一橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 (撤去及び既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削) 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め
	<ul style="list-style-type: none"> 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																		
構造物掘削 特殊部C1-2	<ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (P1橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																		
構造物掘削 特殊部C1-3	<ul style="list-style-type: none"> 1) 十二線の沢川橋橋梁下部工 (P2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における仮置き、積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																		
構造物掘削 特殊部C1-4	<ul style="list-style-type: none"> 1) 十三線の沢川橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																		
構造物掘削 特殊部C2-1	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																		
構造物掘削 特殊部C2-2	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (P1橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																		
構造物掘削 特殊部C2-3	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (P2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																		
構造物掘削 特殊部C2-4	<ul style="list-style-type: none"> 1) 久我の沢川橋橋梁下部工 (A2橋脚) 施工箇所において土留工 (自立式及びアンカー式 (残置式アンカー)) の設置 (一部撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 																		
構造物掘削 特殊部D1-1	<ul style="list-style-type: none"> 1) 両国川第一橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 (撤去及び既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削) 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 																		

正誤表(7)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分												
<p>特記仕様書 28-3-3 構造物掘削 及び 構造物裏込 め工 (1)種別</p>	<p style="text-align: center;">誤</p> <table border="1" data-bbox="651 315 1187 878"> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D1-2</td> <td> 4) 含水量の調節、水替 1) 両国川第一橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 撤去及び既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D2-1</td> <td> 1) 上トナム橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D2-2</td> <td> 1) 上トナム橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置撤去及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D3-1</td> <td> 1) 両国川第二橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置撤去及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D3-2</td> <td> 1) 両国川第二橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置撤去及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物裏込め工 裏込め工A1</td> <td> 本特記仕様書16-1(1)に示す裏込め材を使用して構造物裏込めを完成させることをいう。 </td> </tr> </table> <p data-bbox="678 882 1043 1106"> ※普通部Aの積算上の土質区分は「土砂A、E又は軟岩A」相当、 特殊部Aの積算上の土質区分は「土砂A」相当、 特殊部Bの積算上の土質区分は「土砂A」相当、 特殊部C1-1の積算上の土質区分は「土砂C」相当、 特殊部C1-2の積算上の土質区分は「土砂B又はC」相当、 特殊部C1-3の積算上の土質区分は「土砂B」相当、 特殊部C1-4の積算上の土質区分は「土砂F」相当、 特殊部C2-1の積算上の土質区分は「土砂B」相当、 特殊部C2-2の積算上の土質区分は「土砂B」相当、 特殊部C2-3の積算上の土質区分は「土砂B」相当、 特殊部C2-4の積算上の土質区分は「土砂B」相当、 </p> <p data-bbox="906 1117 927 1133" style="text-align: center;">34</p>	構造物掘削 特殊部D1-2	4) 含水量の調節、水替 1) 両国川第一橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 撤去及び既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部D2-1	1) 上トナム橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部D2-2	1) 上トナム橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置撤去及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部D3-1	1) 両国川第二橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置撤去及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部D3-2	1) 両国川第二橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置撤去及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物裏込め工 裏込め工A1	本特記仕様書16-1(1)に示す裏込め材を使用して構造物裏込めを完成させることをいう。
	構造物掘削 特殊部D1-2	4) 含水量の調節、水替 1) 両国川第一橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 撤去及び既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替											
構造物掘削 特殊部D2-1	1) 上トナム橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替												
構造物掘削 特殊部D2-2	1) 上トナム橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置撤去及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替												
構造物掘削 特殊部D3-1	1) 両国川第二橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置撤去及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替												
構造物掘削 特殊部D3-2	1) 両国川第二橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置撤去及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替												
構造物裏込め工 裏込め工A1	本特記仕様書16-1(1)に示す裏込め材を使用して構造物裏込めを完成させることをいう。												
	<p style="text-align: center;">正</p> <table border="1" data-bbox="651 1189 1187 1729"> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D1-2</td> <td> 4) 含水量の調節、水替 1) 両国川第一橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 及び既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D2-1</td> <td> 1) 上トナム橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D2-2</td> <td> 1) 上トナム橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D3-1</td> <td> 1) 両国川第二橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D3-2</td> <td> 1) 両国川第二橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物裏込め工 裏込め工A1</td> <td> 本特記仕様書16-1(1)に示す裏込め材を使用して構造物裏込めを完成させることをいう。 </td> </tr> </table> <p data-bbox="678 1733 1043 2002"> ※普通部Aの積算上の土質区分は「土砂A、E又は軟岩A」相当、 特殊部Aの積算上の土質区分は「土砂A」相当、 特殊部Bの積算上の土質区分は「土砂A」相当、 特殊部C1-1の積算上の土質区分は「土砂C」相当、 特殊部C1-2の積算上の土質区分は「土砂B又はC」相当、 特殊部C1-3の積算上の土質区分は「土砂B」相当、 特殊部C1-4の積算上の土質区分は「土砂F」相当、 特殊部C2-1の積算上の土質区分は「土砂B」相当、 特殊部C2-2の積算上の土質区分は「土砂B」相当、 特殊部C2-3の積算上の土質区分は「土砂B」相当、 特殊部C2-4の積算上の土質区分は「土砂B」相当、 特殊部D1-1の積算上の土質区分は「土砂A又はC」相当、 特殊部D1-2の積算上の土質区分は「土砂A又はC」相当、 </p> <p data-bbox="906 2013 927 2029" style="text-align: center;">34</p>	構造物掘削 特殊部D1-2	4) 含水量の調節、水替 1) 両国川第一橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 及び既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部D2-1	1) 上トナム橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部D2-2	1) 上トナム橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部D3-1	1) 両国川第二橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物掘削 特殊部D3-2	1) 両国川第二橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替	構造物裏込め工 裏込め工A1	本特記仕様書16-1(1)に示す裏込め材を使用して構造物裏込めを完成させることをいう。
構造物掘削 特殊部D1-2	4) 含水量の調節、水替 1) 両国川第一橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 及び既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替												
構造物掘削 特殊部D2-1	1) 上トナム橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において土留工 (自立式) の設置 (撤去)、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替												
構造物掘削 特殊部D2-2	1) 上トナム橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替												
構造物掘削 特殊部D3-1	1) 両国川第二橋橋梁下部工 (A1橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替												
構造物掘削 特殊部D3-2	1) 両国川第二橋橋梁下部工 (A2橋台) 施工箇所において地山補強土工の設置 及び土留工 (自立式) の設置 (撤去)、既設盛土・基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線盛土路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替												
構造物裏込め工 裏込め工A1	本特記仕様書16-1(1)に示す裏込め材を使用して構造物裏込めを完成させることをいう。												

正誤表(8)

工事件名) 道東自動車道 トマムIC工事

修正箇所		正誤区分							
<p>特記仕様書 28-3-3 構造物掘削 及び 構造物裏込 め工 (3)土留め工 の種別</p>	誤					15	17.0	1箇所/枚	中古品 切斷撤去(1.7m ~7.9m) 存置(9.1m~ 15.3m)
						57	8.0		
		電動式バイ プロハンマ (WJ併用)	自立式	鋼矢板 III型		7	8.5	無し	リース品 8.5ヶ月
						8	9.0		
						12	9.5		
						16	10.0		
		電動式バイ プロハンマ (WJ併用)	自立式	鋼矢板 IV型		100	10.0	無し	リース品 5.0ヶ月
		電動式バイ プロハンマ (WJ併用)	自立式	鋼矢板 V型		6	17.5	1箇所/枚	中古品 切斷撤去(2.0m) 存置(15.5m)
		アンカ 一式	アンカ 一式	鋼矢板 V型		15	17.5		
		電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 III型		11	11.0	無し	中古品 切斷撤去(2.9m) 存置(8.1m)
		アンカ 一式	アンカ 一式	鋼矢板 III型		22	12.0	無し	中古品 切斷撤去 (4.3m~2.9m) 存置 (7.7m~9.1m)
		電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 III型		36	9.0	無し	リース品 4.0ヶ月
						34	8.5		
						2	8.0		
						72	7.5		
		電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 III型		2	13.5	1箇所/枚	リース品 4.0ヶ月
						7	13.0	1箇所/枚	
						9	12.5	1箇所/枚	
						8	12.0		
						8	11.5		
						11	11.0		
						14	10.5		
						6	10.0		
						12	9.5		
						51	9.0		
		電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 IV型		11	11.5	無し	中古品 切斷撤去(2.8m) 存置(8.7m)
		アンカ 一式	アンカ 一式	鋼矢板 IV型		57	22.0	1箇所/枚	中古品 切斷撤去
36									
	正					29	13.0	1箇所/枚	
						10	16.5	1箇所/枚	中古品 切斷撤去(1.0m ~1.2m) 存置(15.3~ 15.5m)
						16	17.0	1箇所/枚	中古品 切斷撤去(1.7m ~7.9m) 存置(9.1m~ 15.3m)
		硬質地盤 クリア工法	自立式	鋼矢板 III型		57	8.0	無し	リース品 4.0ヶ月
						7	8.5		
						8	9.0		
						12	9.5		
						16	10.0		
		電動式バイ プロハンマ (WJ併用)	自立式	鋼矢板 IV型		100	10.0	無し	リース品 8.5ヶ月
		電動式バイ プロハンマ (WJ併用)	自立式	鋼矢板 V型		6	17.5	1箇所/枚	中古品 切斷撤去(2.0m) 存置(15.5m)
		アンカ 一式	アンカ 一式	鋼矢板 V型		15	17.5		
		電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 III型		11	11.0	無し	中古品 切斷撤去(2.9m) 存置(8.1m)
		アンカ 一式	アンカ 一式	鋼矢板 III型		22	12.0	無し	中古品 切斷撤去 (4.3m~2.9m) 存置 (7.7m~9.1m)
		電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 III型		36	9.0	無し	リース品 4.0ヶ月
						34	8.5		
						2	8.0		
						72	7.5		
		電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 III型		2	13.5	1箇所/枚	リース品 4.0ヶ月
						7	13.0	1箇所/枚	
						9	12.5	1箇所/枚	
						8	12.0		
						8	11.5		
						11	11.0		
						14	10.5		
						6	10.0		
						12	9.5		
						12	9.5		
36									

正誤表(9)

工事(件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分																																																																														
<p>誤</p> <p>特記仕様書 28-3-3 構造物掘削 及び 構造物裏込 め工 (3)土留め工 の種別、 (5)グラウン ドアンカー 工、 (6)地山補強 土工</p>	<p>正誤区分</p> <table border="1" data-bbox="655 327 1166 533"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(6.9m~2.8m) 存置 (15.1m~19.2m)</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D2-1</td> <td>電動式バイ プロハンマ</td> <td>自立式</td> <td>鋼矢板 Ⅲ型</td> <td>134</td> <td>9.0</td> <td>無し</td> <td>リース品 3.0ヶ月</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D2-2</td> <td>電動式バイ プロハンマ</td> <td>自立式</td> <td>鋼矢板 Ⅲ型</td> <td>136</td> <td>9.5</td> <td>無し</td> <td>リース品 3.0ヶ月</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D3-1</td> <td>電動式バイ プロハンマ</td> <td>自立式</td> <td>鋼矢板 Ⅲ型</td> <td>98</td> <td>9.0</td> <td>無し</td> <td>リース品 3.0ヶ月</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D3-2</td> <td>電動式バイ プロハンマ</td> <td>自立式</td> <td>鋼矢板 Ⅲ型</td> <td>98</td> <td>10.0</td> <td>無し</td> <td>リース品 3.0ヶ月</td> </tr> </table> <p>(4)土留め工の材料及び施工 土留め工の材料に使用する材料は設計図書に示すもの他、土工施工管理要領に記載されて いる内容に適合するものでなくてはならない。</p> <p>(5)グラウンドアンカー工 1)グラウンドアンカー工に適用すべき諸基準 東日本高速道路株式会社 グラウンドアンカー設計・施工要領(平成19年8月) (社)地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説 (JGS4101-2012)</p> <p>2)材料及び施工 ①グラウンドアンカー工に使用する材料及び施工は、「グラウンドアンカー設計・施工要領」 及び「グラウンドアンカー設計施工基準 同解説」によるものとする。 ②グラウンドアンカー削孔の濁水処理は、関係法令に従って適切に濁水処理を行うものとし、 施工に先立ち、施工計画書を提出するものとする。 ③グラウンドアンカー工の削孔中に設計図書に想定している地質と現地の地質の相違が確認 された場合は速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。土留め工に用いるグラ ウンドアンカーの品質及び出来形管理は「土工施工管理要領 Ⅲ. 切土工 4-1 グラウン ドアンカー工」によるものとし、引抜き試験、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験 に要する費用については関連する契約単価の項目に含まれるものとする。</p> <p>(6)現地の地盤状況や湧水状況により土留め壁の打込みが困難な場合や現地の状況に適してい ない場合には土留め壁打ち込みの工法や土留め壁の種別を変更する必要がある。 また、グラウンドアンカー工の削孔中に設計図書において想定している地質と現地の地質の 相違が確認された場合は速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(7)構造物掘削において、1~2台程度の通常のポンプで排水処理することができない著しい湧 水により特別な排水施設、法面対策工による対策の必要があると認められ、監督員が工法等 の変更を指示した場合受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員 と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(8)共通仕様書2-8-3「掘削土の処理」に規定する不良土が発生した場合は、監督員に報告 し、その指示に従うものとする。なお、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定め るものとする。</p>								(6.9m~2.8m) 存置 (15.1m~19.2m)	構造物掘削 特殊部D2-1	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	134	9.0	無し	リース品 3.0ヶ月	構造物掘削 特殊部D2-2	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	136	9.5	無し	リース品 3.0ヶ月	構造物掘削 特殊部D3-1	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	98	9.0	無し	リース品 3.0ヶ月	構造物掘削 特殊部D3-2	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	98	10.0	無し	リース品 3.0ヶ月																																						
							(6.9m~2.8m) 存置 (15.1m~19.2m)																																																																								
構造物掘削 特殊部D2-1	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	134	9.0	無し	リース品 3.0ヶ月																																																																								
構造物掘削 特殊部D2-2	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	136	9.5	無し	リース品 3.0ヶ月																																																																								
構造物掘削 特殊部D3-1	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	98	9.0	無し	リース品 3.0ヶ月																																																																								
構造物掘削 特殊部D3-2	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	98	10.0	無し	リース品 3.0ヶ月																																																																								
<p>正</p>	<p>37</p> <table border="1" data-bbox="443 1227 890 1473"> <tr> <td>特殊部C2-4</td> <td>プロハンマ</td> <td></td> <td>Ⅳ型</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>切削撤去(2.8m) 存置(8.7m)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>アンカ ー式</td> <td>鋼矢板 Ⅳ型</td> <td>57</td> <td>22.0</td> <td>1箇所/枚</td> <td>中品 切削撤去 (6.9m~2.8m) 存置 (16.1m~19.2m)</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D2-1</td> <td>電動式バイ プロハンマ</td> <td>自立式</td> <td>鋼矢板 Ⅲ型</td> <td>134</td> <td>9.0</td> <td>無し</td> <td>リース品 3.0ヶ月</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D2-2</td> <td>電動式バイ プロハンマ</td> <td>自立式</td> <td>鋼矢板 Ⅲ型</td> <td>136</td> <td>9.5</td> <td>無し</td> <td>リース品 3.0ヶ月</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D3-1</td> <td>電動式バイ プロハンマ</td> <td>自立式</td> <td>鋼矢板 Ⅲ型</td> <td>98</td> <td>9.0</td> <td>無し</td> <td>リース品 3.0ヶ月</td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部D3-2</td> <td>電動式バイ プロハンマ</td> <td>自立式</td> <td>鋼矢板 Ⅲ型</td> <td>98</td> <td>10.0</td> <td>無し</td> <td>リース品 3.0ヶ月</td> </tr> </table> <p>※掘削土材等の鋼矢板以外の山留材は全てリース品とし、リース期間は鋼矢板のリース期間と同 期間とする。鋼矢板を残留とする箇所のリース期間については、C1-1は16.0ヶ月、C1-4 は5.0ヶ月、C2-1は5.0ヶ月、C2-4は6.0ヶ月とする。</p> <p>(4)土留め工の材料及び施工 土留め工の材料に使用する材料は設計図書に示すもの他、土工施工管理要領に記載されて いる内容に適合するものでなくてはならない。</p> <p>(5)グラウンドアンカー工 1)グラウンドアンカー工に適用すべき諸基準 東日本高速道路株式会社 グラウンドアンカー設計・施工要領(平成19年8月) (社)地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説 (JGS4101-2012)</p> <p>2)材料及び施工 ①グラウンドアンカー工に使用する材料及び施工は、「グラウンドアンカー設計・施工要領」 及び「グラウンドアンカー設計施工基準 同解説」によるものとする。 ②グラウンドアンカー削孔の濁水処理は、関係法令に従って適切に濁水処理を行うものとし、 施工に先立ち、施工計画書を提出するものとする。 ③グラウンドアンカー工の削孔中に設計図書に想定している地質と現地の地質の相違が確認 された場合は速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。土留め工に用いるグラ ウンドアンカーの品質及び出来形管理は「土工施工管理要領 Ⅲ. 切土工 4-1 グラウン ドアンカー工」によるものとし、引抜き試験、1サイクル確認試験に要する費用につい ては関連する契約単価の項目に含まれるものとする。</p> <p>(6)地山補強土工 1)地山補強土工に適用すべき諸基準 PAN WALL 工法協会 PAN WALL 工法 設計・施工指針・同解説 2023年度版 2)材料及び施工 ①地山補強土工に使用する材料及び施工は、「PAN WALL 工法 設計・施工指針・同解説」によ るものとする。</p> <p>②PAN WALL 工法削孔の濁水処理は、関係法令に従って適切に濁水処理を行うものとし、施 工に先立ち、施工計画書を提出するものとする。 ③PAN WALL 工法の削孔中に設計図書に想定している地質と現地の地質の相違が確認された 場合は速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。 ④PAN WALL 工法の特許使用料(工法使用料等を含む)としては、背面排水材設置、PW 板材料 費、PW 板設置工、補強材工、裏込め工及び定着・頭部処理工に対し4%を計上するものと する。</p> <p>(7)現地の地盤状況や湧水状況により土留め壁の打込みが困難な場合や現地の状況に適してい ない場合には土留め壁打ち込みの工法や土留め壁の種別を変更する必要がある。 また、グラウンドアンカー工の削孔中に設計図書において想定している地質と現地の地質の 相違が確認された場合は速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(8)構造物掘削において、1~2台程度の通常のポンプで排水処理することができない著しい湧 水により特別な排水施設、法面対策工による対策の必要があると認められ、監督員が工法等 の変更を指示した場合受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員 と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(9)共通仕様書2-8-3「掘削土の処理」に規定する不良土が発生した場合は、監督員に報告 し、その指示に従うものとする。なお、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定め るものとする。</p> <p>(10)平板載荷試験 平板載荷試験の実施箇所は下表のとおりとする。なお、これに要する費用については関連する 単価表の項目に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="959 1599 1347 1659"> <thead> <tr> <th>実施箇所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函室工 (STA.1010+52)</td> <td>施工箇所の掘削床付下面 地盤支持力の確認</td> </tr> <tr> <td>十三塚の沢川橋 (P1、P2橋脚)</td> <td>施工箇所の掘削床付下面 地盤支持力の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)支払 共通仕様書2-8-1「支払」に次の項目を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="959 1682 1347 1895"> <thead> <tr> <th>基価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(6) 構造物掘削</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通部A</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>特殊部A</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>特殊部B</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>特殊部C1-1</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>特殊部C1-2</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>特殊部C1-3</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>特殊部C1-4</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>特殊部C2-1</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>特殊部C2-2</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>特殊部C2-3</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>37</p>	特殊部C2-4	プロハンマ		Ⅳ型				切削撤去(2.8m) 存置(8.7m)			アンカ ー式	鋼矢板 Ⅳ型	57	22.0	1箇所/枚	中品 切削撤去 (6.9m~2.8m) 存置 (16.1m~19.2m)	構造物掘削 特殊部D2-1	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	134	9.0	無し	リース品 3.0ヶ月	構造物掘削 特殊部D2-2	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	136	9.5	無し	リース品 3.0ヶ月	構造物掘削 特殊部D3-1	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	98	9.0	無し	リース品 3.0ヶ月	構造物掘削 特殊部D3-2	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	98	10.0	無し	リース品 3.0ヶ月	実施箇所	内容	函室工 (STA.1010+52)	施工箇所の掘削床付下面 地盤支持力の確認	十三塚の沢川橋 (P1、P2橋脚)	施工箇所の掘削床付下面 地盤支持力の確認	基価表の項目	検測の単位	2-(6) 構造物掘削		普通部A	m ²	特殊部A	m ²	特殊部B	m ²	特殊部C1-1	m ²	特殊部C1-2	m ²	特殊部C1-3	m ²	特殊部C1-4	m ²	特殊部C2-1	m ²	特殊部C2-2	m ²	特殊部C2-3	m ²
特殊部C2-4	プロハンマ		Ⅳ型				切削撤去(2.8m) 存置(8.7m)																																																																								
		アンカ ー式	鋼矢板 Ⅳ型	57	22.0	1箇所/枚	中品 切削撤去 (6.9m~2.8m) 存置 (16.1m~19.2m)																																																																								
構造物掘削 特殊部D2-1	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	134	9.0	無し	リース品 3.0ヶ月																																																																								
構造物掘削 特殊部D2-2	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	136	9.5	無し	リース品 3.0ヶ月																																																																								
構造物掘削 特殊部D3-1	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	98	9.0	無し	リース品 3.0ヶ月																																																																								
構造物掘削 特殊部D3-2	電動式バイ プロハンマ	自立式	鋼矢板 Ⅲ型	98	10.0	無し	リース品 3.0ヶ月																																																																								
実施箇所	内容																																																																														
函室工 (STA.1010+52)	施工箇所の掘削床付下面 地盤支持力の確認																																																																														
十三塚の沢川橋 (P1、P2橋脚)	施工箇所の掘削床付下面 地盤支持力の確認																																																																														
基価表の項目	検測の単位																																																																														
2-(6) 構造物掘削																																																																															
普通部A	m ²																																																																														
特殊部A	m ²																																																																														
特殊部B	m ²																																																																														
特殊部C1-1	m ²																																																																														
特殊部C1-2	m ²																																																																														
特殊部C1-3	m ²																																																																														
特殊部C1-4	m ²																																																																														
特殊部C2-1	m ²																																																																														
特殊部C2-2	m ²																																																																														
特殊部C2-3	m ²																																																																														

正誤表(10)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分																																		
<p>特記仕様書 28-4-7 グラウンド アンカー工 (1)種別</p>	<p>28-4-6 切土補強土工</p> <p>(1)種別 共通仕様書4-2-3に規定する切土補強土工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切土補強土工 D○・L=○m</td> <td>受圧板D1及びD2、D3で用いるもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)材料 共通仕様書4-2-3-2「材料」に規定する他、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部材</th> <th>防錆</th> <th>品質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ナット</td> <td>亜鉛メッキ処理</td> <td>JIS H 8641 HDZ49</td> </tr> <tr> <td>プレート</td> <td>亜鉛メッキ処理</td> <td>JIS H 8641 HDZ77</td> </tr> <tr> <td>補強材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>28-4-7 グラウンドアンカー工</p> <p>(1)種別 共通仕様書4-2-4に規定するグラウンドアンカー工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-A (L=a m)</td> <td>種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×4 本 設計荷重: 378.8kN</td> </tr> <tr> <td>グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-B (L=a m)</td> <td>種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×5 本 設計荷重: 501.4kN</td> </tr> <tr> <td>グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-C (L=a m)</td> <td>種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×4 本 設計荷重: 366.8kN</td> </tr> <tr> <td>荷重計設置工 366.8 kN</td> <td>グラウンドアンカー-A 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置</td> </tr> <tr> <td>荷重計設置工 378.8 kN</td> <td>グラウンドアンカー-B 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置</td> </tr> <tr> <td>荷重計設置工 501.4 kN</td> <td>グラウンドアンカー-C 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) a はグラウンドアンカーの長さを示す。</p> <p>(2)支払 共通仕様書4-2-4-6「支払」に次の項目を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4-(21) グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-A (L=a m)</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">42</p>	単価表の項目	区分内容	切土補強土工 D○・L=○m	受圧板D1及びD2、D3で用いるもの。	部材	防錆	品質基準	ナット	亜鉛メッキ処理	JIS H 8641 HDZ49	プレート	亜鉛メッキ処理	JIS H 8641 HDZ77	補強材			単価表の項目	区分内容	グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-A (L=a m)	種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×4 本 設計荷重: 378.8kN	グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-B (L=a m)	種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×5 本 設計荷重: 501.4kN	グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-C (L=a m)	種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×4 本 設計荷重: 366.8kN	荷重計設置工 366.8 kN	グラウンドアンカー-A 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置	荷重計設置工 378.8 kN	グラウンドアンカー-B 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置	荷重計設置工 501.4 kN	グラウンドアンカー-C 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置	単価表の項目	検測の単位	4-(21) グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-A (L=a m)	本
	単価表の項目	区分内容																																	
切土補強土工 D○・L=○m	受圧板D1及びD2、D3で用いるもの。																																		
部材	防錆	品質基準																																	
ナット	亜鉛メッキ処理	JIS H 8641 HDZ49																																	
プレート	亜鉛メッキ処理	JIS H 8641 HDZ77																																	
補強材																																			
単価表の項目	区分内容																																		
グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-A (L=a m)	種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×4 本 設計荷重: 378.8kN																																		
グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-B (L=a m)	種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×5 本 設計荷重: 501.4kN																																		
グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-C (L=a m)	種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×4 本 設計荷重: 366.8kN																																		
荷重計設置工 366.8 kN	グラウンドアンカー-A 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置																																		
荷重計設置工 378.8 kN	グラウンドアンカー-B 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置																																		
荷重計設置工 501.4 kN	グラウンドアンカー-C 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置																																		
単価表の項目	検測の単位																																		
4-(21) グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-A (L=a m)	本																																		
	<p>28-4-6 切土補強土工</p> <p>(1)種別 共通仕様書4-2-3に規定する切土補強土工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切土補強土工 D○・L=○m</td> <td>受圧板D1及びD2、D3で用いるもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)材料 共通仕様書4-2-3-2「材料」に規定する他、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部材</th> <th>防錆</th> <th>品質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ナット</td> <td>亜鉛メッキ処理</td> <td>JIS H 8641 HDZ49</td> </tr> <tr> <td>プレート</td> <td>亜鉛メッキ処理</td> <td>JIS H 8641 HDZ77</td> </tr> <tr> <td>補強材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>28-4-7 グラウンドアンカー工</p> <p>(1)種別 共通仕様書4-2-4に規定するグラウンドアンカー工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-A (L=a m)</td> <td>種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×4 本 設計荷重: 378.8kN</td> </tr> <tr> <td>グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-B (L=a m)</td> <td>種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×5 本 設計荷重: 501.4kN</td> </tr> <tr> <td>グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-C (L=a m)</td> <td>種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×4 本 設計荷重: 366.8kN</td> </tr> <tr> <td>荷重計設置工 378.8 kN</td> <td>グラウンドアンカー-A 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置</td> </tr> <tr> <td>荷重計設置工 501.4 kN</td> <td>グラウンドアンカー-B 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置</td> </tr> <tr> <td>荷重計設置工 366.8 kN</td> <td>グラウンドアンカー-C 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) a はグラウンドアンカーの長さを示す。</p> <p>(2)支払 共通仕様書4-2-4-6「支払」に次の項目を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4-(21) グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-A (L=a m)</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">42</p>	単価表の項目	区分内容	切土補強土工 D○・L=○m	受圧板D1及びD2、D3で用いるもの。	部材	防錆	品質基準	ナット	亜鉛メッキ処理	JIS H 8641 HDZ49	プレート	亜鉛メッキ処理	JIS H 8641 HDZ77	補強材			単価表の項目	区分内容	グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-A (L=a m)	種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×4 本 設計荷重: 378.8kN	グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-B (L=a m)	種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×5 本 設計荷重: 501.4kN	グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-C (L=a m)	種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×4 本 設計荷重: 366.8kN	荷重計設置工 378.8 kN	グラウンドアンカー-A 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置	荷重計設置工 501.4 kN	グラウンドアンカー-B 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置	荷重計設置工 366.8 kN	グラウンドアンカー-C 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置	単価表の項目	検測の単位	4-(21) グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-A (L=a m)	本
単価表の項目	区分内容																																		
切土補強土工 D○・L=○m	受圧板D1及びD2、D3で用いるもの。																																		
部材	防錆	品質基準																																	
ナット	亜鉛メッキ処理	JIS H 8641 HDZ49																																	
プレート	亜鉛メッキ処理	JIS H 8641 HDZ77																																	
補強材																																			
単価表の項目	区分内容																																		
グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-A (L=a m)	種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×4 本 設計荷重: 378.8kN																																		
グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-B (L=a m)	種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×5 本 設計荷重: 501.4kN																																		
グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-C (L=a m)	種別: 永久 削孔径: φ90 mm PC 鋼より線の種別: φ12.7 mm×4 本 設計荷重: 366.8kN																																		
荷重計設置工 378.8 kN	グラウンドアンカー-A 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置																																		
荷重計設置工 501.4 kN	グラウンドアンカー-B 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置																																		
荷重計設置工 366.8 kN	グラウンドアンカー-C 定着後、荷重管理に用いる荷 重計の設置																																		
単価表の項目	検測の単位																																		
4-(21) グラウンドアンカー工 グラウンドアンカー-A (L=a m)	本																																		

正誤表(11)

工事件名) 道東自動車道 トナム IC 工事

修正箇所	正誤区分																				
<p>特記仕様書 28-12-1 交通規制工 (1)種別</p>	<p style="text-align: center;">誤</p> <table border="1" data-bbox="651 322 1177 631"> <tr> <td>ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>す。 設計図書に規定するトナム IC 中央分離帯規制でボックスカルバート中央部を施工するために車線規制をおこなうものをいい、次のことをいう。 ・中央分離帯規制 (昼夜連続) に関わる規制機材 (規制・警戒標識、テーパー及びラバーコーン、標識車等) の設置、撤去、規制中の保守を含む。なお、カッコ内はAは設置、Bは規制の保守、Cは撤去を示す。</td> </tr> <tr> <td>ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>設計図書に規定するトナム IC ランプ規制でボックスカルバート側壁部、底版部及び頂版部を施工するためにボックスカルバート片側にて対面通行させるものをいい、次のことをいう。 ・ランプ規制 (昼夜連続) に関わる規制機材 (規制・警戒標識、テーパー及びラバーコーン、標識車等) の設置、撤去、規制中の保守を含む。なお、カッコ内はAは設置、Bは規制の保守、Cは撤去を示す。</td> </tr> </table> <p>(2) 交通規制時間 共通仕様書 19-3-2 「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="651 689 1177 999"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>交通規制箇所</th> <th>交通規制内の施工内容</th> <th>規制時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路肩規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>道東自動車道 占冠 IC~十勝清水 IC</td> <td>防護柵、仮設防護柵の 設置・撤去</td> <td>規制開始日の9:00 から規制終了日の 9:00 まで</td> </tr> <tr> <td>ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>道東自動車道 トナム IC</td> <td>中央分離帯、仮設中央 分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックス カルバート中央部の設 置、地盤改良。</td> <td>規制開始日の9:00 から規制終了日の 9:00 まで</td> </tr> <tr> <td>ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>道東自動車道 トナム IC</td> <td>仮設防護柵、仮設中央 分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックス カルバート側壁部、底 版部及び頂版部の設 置、地盤改良。</td> <td>規制開始日の5:00 から規制終了日の 5:00 まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 上表の規制時間とは、規制設置開始 (標識設置開始) から規制撤去完了 (標識撤去完了) までの時間である。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>2) 交通規制工における保守を行う交通監視員、交通監視員の休憩時間等の交代要員について</p> <p style="text-align: center;">49</p>	ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)	す。 設計図書に規定するトナム IC 中央分離帯規制でボックスカルバート中央部を施工するために車線規制をおこなうものをいい、次のことをいう。 ・中央分離帯規制 (昼夜連続) に関わる規制機材 (規制・警戒標識、テーパー及びラバーコーン、標識車等) の設置、撤去、規制中の保守を含む。なお、カッコ内はAは設置、Bは規制の保守、Cは撤去を示す。	ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)	設計図書に規定するトナム IC ランプ規制でボックスカルバート側壁部、底版部及び頂版部を施工するためにボックスカルバート片側にて対面通行させるものをいい、次のことをいう。 ・ランプ規制 (昼夜連続) に関わる規制機材 (規制・警戒標識、テーパー及びラバーコーン、標識車等) の設置、撤去、規制中の保守を含む。なお、カッコ内はAは設置、Bは規制の保守、Cは撤去を示す。	単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の施工内容	規制時間	路肩規制 (昼夜連続) L×N (○)	道東自動車道 占冠 IC~十勝清水 IC	防護柵、仮設防護柵の 設置・撤去	規制開始日の9:00 から規制終了日の 9:00 まで	ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)	道東自動車道 トナム IC	中央分離帯、仮設中央 分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックス カルバート中央部の設 置、地盤改良。	規制開始日の9:00 から規制終了日の 9:00 まで	ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)	道東自動車道 トナム IC	仮設防護柵、仮設中央 分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックス カルバート側壁部、底 版部及び頂版部の設 置、地盤改良。	規制開始日の5:00 から規制終了日の 5:00 まで
	ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)	す。 設計図書に規定するトナム IC 中央分離帯規制でボックスカルバート中央部を施工するために車線規制をおこなうものをいい、次のことをいう。 ・中央分離帯規制 (昼夜連続) に関わる規制機材 (規制・警戒標識、テーパー及びラバーコーン、標識車等) の設置、撤去、規制中の保守を含む。なお、カッコ内はAは設置、Bは規制の保守、Cは撤去を示す。																			
ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)	設計図書に規定するトナム IC ランプ規制でボックスカルバート側壁部、底版部及び頂版部を施工するためにボックスカルバート片側にて対面通行させるものをいい、次のことをいう。 ・ランプ規制 (昼夜連続) に関わる規制機材 (規制・警戒標識、テーパー及びラバーコーン、標識車等) の設置、撤去、規制中の保守を含む。なお、カッコ内はAは設置、Bは規制の保守、Cは撤去を示す。																				
単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の施工内容	規制時間																		
路肩規制 (昼夜連続) L×N (○)	道東自動車道 占冠 IC~十勝清水 IC	防護柵、仮設防護柵の 設置・撤去	規制開始日の9:00 から規制終了日の 9:00 まで																		
ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)	道東自動車道 トナム IC	中央分離帯、仮設中央 分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックス カルバート中央部の設 置、地盤改良。	規制開始日の9:00 から規制終了日の 9:00 まで																		
ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)	道東自動車道 トナム IC	仮設防護柵、仮設中央 分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックス カルバート側壁部、底 版部及び頂版部の設 置、地盤改良。	規制開始日の5:00 から規制終了日の 5:00 まで																		
	<p style="text-align: center;">正</p> <table border="1" data-bbox="651 1196 1177 1505"> <tr> <td>ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>す。 設計図書に規定するトナム IC 中央分離帯規制でボックスカルバート中央部を施工するために車線規制をおこなうものをいい、次のことをいう。 ・中央分離帯規制 (昼夜連続) に関わる規制機材 (規制・警戒標識、テーパー及びラバーコーン、標識車等) の設置、撤去、規制中の保守を含む。なお、カッコ内はAは設置、Bは規制の保守、Cは撤去を示す。</td> </tr> <tr> <td>ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>設計図書に規定するトナム IC ランプ規制でボックスカルバート側壁部、底版部及び頂版部を施工するためにボックスカルバート片側にて対面通行させるものをいい、次のことをいう。 ・ランプ規制 (昼夜連続) に関わる規制機材 (規制・警戒標識、テーパー及びラバーコーン、標識車等) の設置、撤去、規制中の保守を含む。なお、カッコ内はBは設置及び規制の保守、Cは撤去を示す。</td> </tr> </table> <p>(2) 交通規制時間 共通仕様書 19-3-2 「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="651 1563 1177 1872"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>交通規制箇所</th> <th>交通規制内の施工内容</th> <th>規制時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路肩規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>道東自動車道 占冠 IC~十勝清水 IC</td> <td>防護柵、仮設防護柵の 設置・撤去</td> <td>規制開始日の9:00 から規制終了日の 9:00 まで</td> </tr> <tr> <td>ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>道東自動車道 トナム IC</td> <td>中央分離帯、仮設中央 分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックス カルバート中央部の設 置、地盤改良。</td> <td>規制開始日の9:00 から規制終了日の 9:00 まで</td> </tr> <tr> <td>ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>道東自動車道 トナム IC</td> <td>仮設防護柵、仮設中央 分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックス カルバート側壁部、底 版部及び頂版部の設 置、地盤改良。</td> <td>規制開始日の5:00 から規制終了日の 5:00 まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 上表の規制時間とは、規制設置開始 (標識設置開始) から規制撤去完了 (標識撤去完了) までの時間である。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>2) 交通規制工における保守を行う交通監視員、交通監視員の休憩時間等の交代要員について</p> <p style="text-align: center;">49</p>	ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)	す。 設計図書に規定するトナム IC 中央分離帯規制でボックスカルバート中央部を施工するために車線規制をおこなうものをいい、次のことをいう。 ・中央分離帯規制 (昼夜連続) に関わる規制機材 (規制・警戒標識、テーパー及びラバーコーン、標識車等) の設置、撤去、規制中の保守を含む。なお、カッコ内はAは設置、Bは規制の保守、Cは撤去を示す。	ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)	設計図書に規定するトナム IC ランプ規制でボックスカルバート側壁部、底版部及び頂版部を施工するためにボックスカルバート片側にて対面通行させるものをいい、次のことをいう。 ・ランプ規制 (昼夜連続) に関わる規制機材 (規制・警戒標識、テーパー及びラバーコーン、標識車等) の設置、撤去、規制中の保守を含む。なお、カッコ内はBは設置及び規制の保守、Cは撤去を示す。	単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の施工内容	規制時間	路肩規制 (昼夜連続) L×N (○)	道東自動車道 占冠 IC~十勝清水 IC	防護柵、仮設防護柵の 設置・撤去	規制開始日の9:00 から規制終了日の 9:00 まで	ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)	道東自動車道 トナム IC	中央分離帯、仮設中央 分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックス カルバート中央部の設 置、地盤改良。	規制開始日の9:00 から規制終了日の 9:00 まで	ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)	道東自動車道 トナム IC	仮設防護柵、仮設中央 分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックス カルバート側壁部、底 版部及び頂版部の設 置、地盤改良。	規制開始日の5:00 から規制終了日の 5:00 まで
ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)	す。 設計図書に規定するトナム IC 中央分離帯規制でボックスカルバート中央部を施工するために車線規制をおこなうものをいい、次のことをいう。 ・中央分離帯規制 (昼夜連続) に関わる規制機材 (規制・警戒標識、テーパー及びラバーコーン、標識車等) の設置、撤去、規制中の保守を含む。なお、カッコ内はAは設置、Bは規制の保守、Cは撤去を示す。																				
ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)	設計図書に規定するトナム IC ランプ規制でボックスカルバート側壁部、底版部及び頂版部を施工するためにボックスカルバート片側にて対面通行させるものをいい、次のことをいう。 ・ランプ規制 (昼夜連続) に関わる規制機材 (規制・警戒標識、テーパー及びラバーコーン、標識車等) の設置、撤去、規制中の保守を含む。なお、カッコ内はBは設置及び規制の保守、Cは撤去を示す。																				
単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の施工内容	規制時間																		
路肩規制 (昼夜連続) L×N (○)	道東自動車道 占冠 IC~十勝清水 IC	防護柵、仮設防護柵の 設置・撤去	規制開始日の9:00 から規制終了日の 9:00 まで																		
ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)	道東自動車道 トナム IC	中央分離帯、仮設中央 分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックス カルバート中央部の設 置、地盤改良。	規制開始日の9:00 から規制終了日の 9:00 まで																		
ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)	道東自動車道 トナム IC	仮設防護柵、仮設中央 分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックス カルバート側壁部、底 版部及び頂版部の設 置、地盤改良。	規制開始日の5:00 から規制終了日の 5:00 まで																		

正誤表(12)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分																											
<p>特記仕様書 28-12-1 交通規制工 (2)交通規制 時間</p>	<p>は、交通規制工を含むものとする。</p> <p>3) 交通規制に必要となる交通規制標識類については、本特記仕様書 17 に基づき貸与するものとする。</p> <p>(3) 交通規制の開始の延期及び解除 交通規制により著しい渋滞若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時に、監督員より交通規制の開始の延期または交通規制の解除（工事中止）指示があった場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。また、渋滞発生後、工程上交通規制の解除が困難な場合は、その措置について監督員と協議し対策を講ずるものとし、対策に要した費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 交通規制種別の変更 道路交通法第 80 条の規定に基づく協議により規制種別の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(5) 交通規制工実施報告書の提出時期について 受注者は、共通仕様書 19-3-3 「交通規制計画」に規定する交通規制実施報告書を翌月上旬までに監督員に提出するものとする。</p> <p>(6) 数量の検測 共通仕様書 19-3-4 「数量の検測」に次を追加する。交通規制工の数量の検測は、監督員が認めた設計数量（回）で行うものとする。 なお、交通規制工の 1 回とは、基地等での準備から基地等に帰着後の後片付けまでをいう。</p> <p>(7) 支払 共通仕様書 19-3-5 「支払」に次を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="667 779 1141 878"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th colspan="2">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19-1(1) 交通規制工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 路府規制（昼夜連続）</td> <td>L × N (〇)</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td> ランプ中央分離帯規制（昼夜連続）</td> <td>L × N (〇)</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td> ランプ規制（昼夜連続）</td> <td>L × N (〇)</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> <p>28-12-2 交通保安要員 共通仕様書 19-4 「交通保安要員」に次を追加する。</p> <p>(1) 種別 共通仕様書 19-4-2 「種別」に規定する交通保安要員の種別は、次のとおりとする。交通保安要員は、土運搬及び資機材搬入等の期間中に配置するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="630 1003 1200 1115"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置場所</th> <th>配置人数</th> <th>交替要員</th> <th>配置時間※</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員</td> <td>道東自動車道 トナムIC～十勝清水IC 交通規制の工事車両出入口に配置（トナムIC）</td> <td>2人</td> <td>有</td> <td>9:00～ 17:00</td> <td>休憩時間等においても交通誘導等が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">50</p>	単価表の項目	検測の単位		19-1(1) 交通規制工			路府規制（昼夜連続）	L × N (〇)	回	ランプ中央分離帯規制（昼夜連続）	L × N (〇)	回	ランプ規制（昼夜連続）	L × N (〇)	回	単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置時間※	備考	交通監視員	道東自動車道 トナムIC～十勝清水IC 交通規制の工事車両出入口に配置（トナムIC）	2人	有	9:00～ 17:00	休憩時間等においても交通誘導等が必要
単価表の項目	検測の単位																											
19-1(1) 交通規制工																												
路府規制（昼夜連続）	L × N (〇)	回																										
ランプ中央分離帯規制（昼夜連続）	L × N (〇)	回																										
ランプ規制（昼夜連続）	L × N (〇)	回																										
単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置時間※	備考																							
交通監視員	道東自動車道 トナムIC～十勝清水IC 交通規制の工事車両出入口に配置（トナムIC）	2人	有	9:00～ 17:00	休憩時間等においても交通誘導等が必要																							
	<table border="1" data-bbox="646 1191 1193 1429"> <tbody> <tr> <td>ランプ中央分離帯規制（昼夜連続） L × N (〇)</td> <td>道東自動車道 トナムIC</td> <td>中央分離帯、仮設中央分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックスカルバート中央部の設置、地盤改良。</td> <td>規制開始日の 9:00 から規制終了日の 9:00 まで</td> </tr> <tr> <td>ランプ規制（昼夜連続） L × N (〇)</td> <td>道東自動車道 トナムIC</td> <td>仮設防護柵、仮設中央分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックスカルバート側壁部、底板部及び頂版部の設置、地盤改良。</td> <td>規制開始日の 5:00 から規制終了日の 5:00 まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 上表の規制時間とは、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>2) 交通規制工における保守を行う交通監視員、交通監視員の休憩時間等の交代要員については、不要とする。</p> <p>3) 交通規制に必要となる交通規制標識類については、本特記仕様書 17 に基づき貸与するものとする。</p> <p>(3) 交通規制の開始の延期及び解除 交通規制により著しい渋滞若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時に、監督員より交通規制の開始の延期または交通規制の解除（工事中止）指示があった場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。また、渋滞発生後、工程上交通規制の解除が困難な場合は、その措置について監督員と協議し対策を講ずるものとし、対策に要した費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 交通規制種別の変更 道路交通法第 80 条の規定に基づく協議により規制種別の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(5) 交通規制工実施報告書の提出時期について 受注者は、共通仕様書 19-3-3 「交通規制計画」に規定する交通規制実施報告書を翌月上旬までに監督員に提出するものとする。</p> <p>(6) 数量の検測 共通仕様書 19-3-4 「数量の検測」に次を追加する。交通規制工の数量の検測は、監督員が認めた設計数量（回）で行うものとする。 なお、交通規制工の 1 回とは、基地等での準備から基地等に帰着後の後片付けまでをいう。</p> <p>(7) 支払 共通仕様書 19-3-5 「支払」に次を追加する。</p> <p style="text-align: center;">50</p>	ランプ中央分離帯規制（昼夜連続） L × N (〇)	道東自動車道 トナムIC	中央分離帯、仮設中央分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックスカルバート中央部の設置、地盤改良。	規制開始日の 9:00 から規制終了日の 9:00 まで	ランプ規制（昼夜連続） L × N (〇)	道東自動車道 トナムIC	仮設防護柵、仮設中央分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックスカルバート側壁部、底板部及び頂版部の設置、地盤改良。	規制開始日の 5:00 から規制終了日の 5:00 まで																			
ランプ中央分離帯規制（昼夜連続） L × N (〇)	道東自動車道 トナムIC	中央分離帯、仮設中央分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックスカルバート中央部の設置、地盤改良。	規制開始日の 9:00 から規制終了日の 9:00 まで																									
ランプ規制（昼夜連続） L × N (〇)	道東自動車道 トナムIC	仮設防護柵、仮設中央分離帯の設置・撤去。 プレキャストボックスカルバート側壁部、底板部及び頂版部の設置、地盤改良。	規制開始日の 5:00 から規制終了日の 5:00 まで																									

正誤表(13)

工事件名) 道東自動車道 トマムIC工事

修正箇所	正誤区分																																																
特記仕様書 28-12-2 交通保安 要員 (1)種別	<p style="text-align: center;">誤</p> <table border="1" data-bbox="635 315 1198 869"> <thead> <tr> <th>要員種別</th> <th>配置場所</th> <th>配置人数</th> <th>交拜要員</th> <th>配置時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員B (Y)</td> <td>工事車両の誘導作業 道東自動車道 トマムIC~十勝清水IC 交通規制の工事車両出入口に配置(トマムIC) 工事車両の誘導作業</td> <td>2人</td> <td>有</td> <td>23:00~ 4:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">交通誘導警備員A</td> <td>道道夕張新得線 (①村道出入口)</td> <td>1人</td> <td rowspan="8">無</td> <td rowspan="8">8:30 ~ 16:30</td> <td rowspan="8">休憩時間中は 配置不要</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑤中トマム越川工事用道路出入口)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑥村道出入口)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑨-1 両国川工事用道路出入口) 交通規制時</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑨-1 両国川工事用道路出入口)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (占冠村立トマム学校通学路)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑩ トマムIC工事用進入路A出入口) 交通規制時</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑩ トマムIC工事用進入路A出入口)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交通誘導警備員B</td> <td>道道夕張新得線 (占冠村立トマム学校通学路)</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">無</td> <td rowspan="2">8:30 ~ 16:30</td> <td rowspan="2">休憩時間中は 配置不要</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑫トマムIC工事用進入路B出入口)</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上表の配置時間は、作業時間とする。 なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所及び配置時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 交通保安要員計画について 受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し監督員に提出するものとする。</p> <p>(3) 交通保安要員実施報告書の提出時期について 受注者は、共通仕様書19-4-3「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書を翌月上旬までに監督員に提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">51</p>	要員種別	配置場所	配置人数	交拜要員	配置時間	備考	交通誘導警備員B (Y)	工事車両の誘導作業 道東自動車道 トマムIC~十勝清水IC 交通規制の工事車両出入口に配置(トマムIC) 工事車両の誘導作業	2人	有	23:00~ 4:00		交通誘導警備員A	道道夕張新得線 (①村道出入口)	1人	無	8:30 ~ 16:30	休憩時間中は 配置不要	道道夕張新得線 (⑤中トマム越川工事用道路出入口)	1人	道道夕張新得線 (⑥村道出入口)	1人	道道夕張新得線 (⑨-1 両国川工事用道路出入口) 交通規制時	1人	道道夕張新得線 (⑨-1 両国川工事用道路出入口)	1人	道道夕張新得線 (占冠村立トマム学校通学路)	1人	道道夕張新得線 (⑩ トマムIC工事用進入路A出入口) 交通規制時	1人	道道夕張新得線 (⑩ トマムIC工事用進入路A出入口)	1人	交通誘導警備員B	道道夕張新得線 (占冠村立トマム学校通学路)	1人	無	8:30 ~ 16:30	休憩時間中は 配置不要	道道夕張新得線 (⑫トマムIC工事用進入路B出入口)	1人								
	要員種別	配置場所	配置人数	交拜要員	配置時間	備考																																											
交通誘導警備員B (Y)	工事車両の誘導作業 道東自動車道 トマムIC~十勝清水IC 交通規制の工事車両出入口に配置(トマムIC) 工事車両の誘導作業	2人	有	23:00~ 4:00																																													
交通誘導警備員A	道道夕張新得線 (①村道出入口)	1人	無	8:30 ~ 16:30	休憩時間中は 配置不要																																												
	道道夕張新得線 (⑤中トマム越川工事用道路出入口)	1人																																															
	道道夕張新得線 (⑥村道出入口)	1人																																															
	道道夕張新得線 (⑨-1 両国川工事用道路出入口) 交通規制時	1人																																															
	道道夕張新得線 (⑨-1 両国川工事用道路出入口)	1人																																															
	道道夕張新得線 (占冠村立トマム学校通学路)	1人																																															
	道道夕張新得線 (⑩ トマムIC工事用進入路A出入口) 交通規制時	1人																																															
	道道夕張新得線 (⑩ トマムIC工事用進入路A出入口)	1人																																															
交通誘導警備員B	道道夕張新得線 (占冠村立トマム学校通学路)	1人	無	8:30 ~ 16:30	休憩時間中は 配置不要																																												
	道道夕張新得線 (⑫トマムIC工事用進入路B出入口)	1人																																															
	<p style="text-align: center;">正</p> <table border="1" data-bbox="678 1198 1141 1299"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19-1) 交通規制工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路肩規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> <p>28-12-2 交通保安要員 共通仕様書19-4「交通保安要員」に次を追加する。</p> <p>(1) 種別 共通仕様書19-4-2「種別」に規定する交通保安要員の種別は、次のとおりとする。交通保安要員は、上述検及び資機材搬入等の期間中に配置するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="638 1422 1198 1989"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>配置場所</th> <th>配置人数</th> <th>交拜要員</th> <th>配置時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員</td> <td>道東自動車道 トマムIC~十勝清水IC 交通規制の工事車両出入口に配置(トマムIC) 工事車両の誘導作業</td> <td>1人</td> <td>有</td> <td>9:00~ 17:00</td> <td>休憩時間中は 配置不要</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B (Y)</td> <td>道東自動車道 トマムIC~十勝清水IC 交通規制の工事車両出入口に配置(トマムIC) 工事車両の誘導作業</td> <td>1人</td> <td>無</td> <td>23:00~ 4:00</td> <td>休憩時間中は 配置不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">交通誘導警備員A</td> <td>道道夕張新得線 (①村道出入口)</td> <td>1人</td> <td rowspan="8">無</td> <td rowspan="8">8:30 ~ 16:30</td> <td rowspan="8">休憩時間中は 配置不要</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑤中トマム越川工事用道路出入口)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑥村道出入口)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑨-1 両国川工事用道路出入口) 交通規制時</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑨-1 両国川工事用道路出入口)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (占冠村立トマム学校通学路)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑩ トマムIC工事用進入路A出入口) 交通規制時</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (⑩ トマムIC工事用進入路A出入口)</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">51</p>	単備表の項目	検測の単位	19-1) 交通規制工		路肩規制 (昼夜連続) L×N (○)	回	ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)	回	ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)	回	単備表の項目	配置場所	配置人数	交拜要員	配置時間	備考	交通監視員	道東自動車道 トマムIC~十勝清水IC 交通規制の工事車両出入口に配置(トマムIC) 工事車両の誘導作業	1人	有	9:00~ 17:00	休憩時間中は 配置不要	交通誘導警備員B (Y)	道東自動車道 トマムIC~十勝清水IC 交通規制の工事車両出入口に配置(トマムIC) 工事車両の誘導作業	1人	無	23:00~ 4:00	休憩時間中は 配置不要	交通誘導警備員A	道道夕張新得線 (①村道出入口)	1人	無	8:30 ~ 16:30	休憩時間中は 配置不要	道道夕張新得線 (⑤中トマム越川工事用道路出入口)	1人	道道夕張新得線 (⑥村道出入口)	1人	道道夕張新得線 (⑨-1 両国川工事用道路出入口) 交通規制時	1人	道道夕張新得線 (⑨-1 両国川工事用道路出入口)	1人	道道夕張新得線 (占冠村立トマム学校通学路)	1人	道道夕張新得線 (⑩ トマムIC工事用進入路A出入口) 交通規制時	1人	道道夕張新得線 (⑩ トマムIC工事用進入路A出入口)	1人
単備表の項目	検測の単位																																																
19-1) 交通規制工																																																	
路肩規制 (昼夜連続) L×N (○)	回																																																
ランプ中央分離帯規制 (昼夜連続) L×N (○)	回																																																
ランプ規制 (昼夜連続) L×N (○)	回																																																
単備表の項目	配置場所	配置人数	交拜要員	配置時間	備考																																												
交通監視員	道東自動車道 トマムIC~十勝清水IC 交通規制の工事車両出入口に配置(トマムIC) 工事車両の誘導作業	1人	有	9:00~ 17:00	休憩時間中は 配置不要																																												
交通誘導警備員B (Y)	道東自動車道 トマムIC~十勝清水IC 交通規制の工事車両出入口に配置(トマムIC) 工事車両の誘導作業	1人	無	23:00~ 4:00	休憩時間中は 配置不要																																												
交通誘導警備員A	道道夕張新得線 (①村道出入口)	1人	無	8:30 ~ 16:30	休憩時間中は 配置不要																																												
	道道夕張新得線 (⑤中トマム越川工事用道路出入口)	1人																																															
	道道夕張新得線 (⑥村道出入口)	1人																																															
	道道夕張新得線 (⑨-1 両国川工事用道路出入口) 交通規制時	1人																																															
	道道夕張新得線 (⑨-1 両国川工事用道路出入口)	1人																																															
	道道夕張新得線 (占冠村立トマム学校通学路)	1人																																															
	道道夕張新得線 (⑩ トマムIC工事用進入路A出入口) 交通規制時	1人																																															
	道道夕張新得線 (⑩ トマムIC工事用進入路A出入口)	1人																																															

正誤表(14)

工事件名) 道東自動車道 トナム I C 工事

修正箇所	正誤区分														
<p>特記仕様書 28-19 落石 防護柵工 (4) 支払</p>	<p>(1) 定義 落石防護柵工とは、工事箇所と高速道路本線との境に落石等による障害物の進入を防ぐ目的で防護柵を設置するものをいう。</p> <p>(2) 種別 落石防護柵工の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="655 421 1157 510"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>施工場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落石防護柵工 A</td> <td>上部材、下部材に分割された落石防護柵を現地で組立、架設しボルト及び平鋼で連結するもの。 (防護柵高さ：3.0m)</td> <td>I 期線 路肩部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 数量の検測 落石防護柵工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>(4) 支払 落石防護柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う部材の運搬、組立、設置、各部分材の連結等落石防護柵工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="655 651 1157 712"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一(7) 落石防護柵工 A</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>28-20 率計上工事に関する事項 28-20-1 率計上工事 (1) 目的及び契約方法 率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡易化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。特記仕様書 28-20-1 (2) に示す率計上の考え方にに基づき算出するものとする。</p> <p>(2) 当初契約金額 当初契約は、率計上に用いる単価表の項目は諸経費①による項目のうち、単価表の(1~19)の合計金額に対して 16%を一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字 5 ケタとし、有効数字 6 ケタ目を切り捨てとする。また、10 百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す概略発注工事の見積り方法に基づき算出されていない場合、単価協議により単価表を修正するものとする。 なお、契約締結後、率計上部分の対象項目については、設計図書における率計上工事に関する契約参考図に示し、参考として取り扱うものとする。</p> <p>(3) 種別 率計上工事の種別は、契約参考図書及び数量総括表によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">61</p>	単価表の項目	区分内容	施工場所	落石防護柵工 A	上部材、下部材に分割された落石防護柵を現地で組立、架設しボルト及び平鋼で連結するもの。 (防護柵高さ：3.0m)	I 期線 路肩部	単価表の項目	検測の単位	特一(7) 落石防護柵工 A	m				
単価表の項目	区分内容	施工場所													
落石防護柵工 A	上部材、下部材に分割された落石防護柵を現地で組立、架設しボルト及び平鋼で連結するもの。 (防護柵高さ：3.0m)	I 期線 路肩部													
単価表の項目	検測の単位														
特一(7) 落石防護柵工 A	m														
	<p>プレキャストボックスカルバート工の材料及び施工については、設計図書及び適用すべき諸基準の規定に準じて行うものとする。</p> <p>(5) 数量の検測 プレキャストボックスカルバート工の数量の検測は、設計数量 (箇所) で行うものとする。</p> <p>(6) 支払 プレキャストボックスカルバート工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う部材・ブロックの製作、運搬、組立、設置、各部分材の連結等プレキャストボックスカルバート工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="655 1406 1157 1467"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一(6) プレキャストボックスカルバート工 A</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>28-19 落石防護柵工 (1) 定義 落石防護柵工とは、工事箇所と高速道路本線との境に落石等による障害物の進入を防ぐ目的で防護柵を設置するものをいう。</p> <p>(2) 種別 落石防護柵工の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="655 1608 1157 1697"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>施工場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落石防護柵工 A</td> <td>上部材、下部材に分割された落石防護柵を現地で組立、架設しボルト及び平鋼で連結するもの。 (防護柵高さ：3.0m)</td> <td>I 期線 路肩部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 数量の検測 落石防護柵工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>(4) 支払 落石防護柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う部材の運搬、組立、設置、各部分材の連結、撤去、運搬及び廃材処理等落石防護柵工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="655 1861 1157 1921"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一(7) 落石防護柵工 A</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">61</p>	単価表の項目	検測の単位	特一(6) プレキャストボックスカルバート工 A	箇所	単価表の項目	区分内容	施工場所	落石防護柵工 A	上部材、下部材に分割された落石防護柵を現地で組立、架設しボルト及び平鋼で連結するもの。 (防護柵高さ：3.0m)	I 期線 路肩部	単価表の項目	検測の単位	特一(7) 落石防護柵工 A	m
単価表の項目	検測の単位														
特一(6) プレキャストボックスカルバート工 A	箇所														
単価表の項目	区分内容	施工場所													
落石防護柵工 A	上部材、下部材に分割された落石防護柵を現地で組立、架設しボルト及び平鋼で連結するもの。 (防護柵高さ：3.0m)	I 期線 路肩部													
単価表の項目	検測の単位														
特一(7) 落石防護柵工 A	m														

正誤表(15)

工事件名) 道東自動車道 トمامIC工事

修正箇所	正誤区分																												
<p style="text-align: center;">誤</p>	<p style="text-align: center;">割掛対象表参考内訳書 1 / 12</p> <p style="text-align: center;">【共通仮設費】</p> <table border="1" data-bbox="416 495 1422 1014"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳(参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用機械運搬費 (舗装工)</td> <td>舗装工で使用する重建設機械の輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 アスファルトフィニッシャー(クローラ型 3.0~12.0m) :1台-5往復</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (土工)</td> <td>土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 リッパブルドーザ 32t : 1台-1往復 ブルドーザ 32t : 1台-4往復 湿地ブルドーザ 20t : 2台-2往復 バックホウ 1.0 m³級 : 1台-4往復</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (構造物掘削)</td> <td>構造物掘削工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 湿地ブルドーザ 20t : 2台-1往復、1台-2往復 クローラクレーン 50t~55t級 : 2台-1往復、1台-6往復 ○工事区内移動 クローラクレーン 50t~55t級 : 2台-1回、1台-3回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (自工区外盛土場)</td> <td>自工区外盛土場で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>○基地からの運搬【運搬距離：約170km(片道)】 湿地ブルドーザ 20t : 1台-3往復</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (地盤改良工)</td> <td>中層混合処理工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 バックホウ山積 1.4 m³級 (ベースマシン) : 1台-1往復 バックホウ山積 1.9 m³級 (ベースマシン) : 1台-1往復 ○工事区内移動 バックホウ山積 1.4 m³級 (ベースマシン) : 1台-3回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (函渠工)</td> <td>函渠工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 トラッククレーン 160t級 : 1台-1往復 トラッククレーン 100t級 : 1台-2往復</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	工事用機械運搬費 (舗装工)	舗装工で使用する重建設機械の輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 アスファルトフィニッシャー(クローラ型 3.0~12.0m) :1台-5往復	-	工事用機械分解組立費 (土工)	土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 リッパブルドーザ 32t : 1台-1往復 ブルドーザ 32t : 1台-4往復 湿地ブルドーザ 20t : 2台-2往復 バックホウ 1.0 m ³ 級 : 1台-4往復	-	工事用機械分解組立費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 湿地ブルドーザ 20t : 2台-1往復、1台-2往復 クローラクレーン 50t~55t級 : 2台-1往復、1台-6往復 ○工事区内移動 クローラクレーン 50t~55t級 : 2台-1回、1台-3回	-	工事用機械分解組立費 (自工区外盛土場)	自工区外盛土場で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約170km(片道)】 湿地ブルドーザ 20t : 1台-3往復	-	工事用機械分解組立費 (地盤改良工)	中層混合処理工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 バックホウ山積 1.4 m ³ 級 (ベースマシン) : 1台-1往復 バックホウ山積 1.9 m ³ 級 (ベースマシン) : 1台-1往復 ○工事区内移動 バックホウ山積 1.4 m ³ 級 (ベースマシン) : 1台-3回	-	工事用機械分解組立費 (函渠工)	函渠工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 トラッククレーン 160t級 : 1台-1往復 トラッククレーン 100t級 : 1台-2往復	-
	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面																									
工事用機械運搬費 (舗装工)	舗装工で使用する重建設機械の輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 アスファルトフィニッシャー(クローラ型 3.0~12.0m) :1台-5往復	-																										
工事用機械分解組立費 (土工)	土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 リッパブルドーザ 32t : 1台-1往復 ブルドーザ 32t : 1台-4往復 湿地ブルドーザ 20t : 2台-2往復 バックホウ 1.0 m ³ 級 : 1台-4往復	-																										
工事用機械分解組立費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 湿地ブルドーザ 20t : 2台-1往復、1台-2往復 クローラクレーン 50t~55t級 : 2台-1往復、1台-6往復 ○工事区内移動 クローラクレーン 50t~55t級 : 2台-1回、1台-3回	-																										
工事用機械分解組立費 (自工区外盛土場)	自工区外盛土場で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約170km(片道)】 湿地ブルドーザ 20t : 1台-3往復	-																										
工事用機械分解組立費 (地盤改良工)	中層混合処理工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 バックホウ山積 1.4 m ³ 級 (ベースマシン) : 1台-1往復 バックホウ山積 1.9 m ³ 級 (ベースマシン) : 1台-1往復 ○工事区内移動 バックホウ山積 1.4 m ³ 級 (ベースマシン) : 1台-3回	-																										
工事用機械分解組立費 (函渠工)	函渠工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 トラッククレーン 160t級 : 1台-1往復 トラッククレーン 100t級 : 1台-2往復	-																										
<p style="text-align: center;">割掛対象表 参考内訳書 (1/12)</p>	<p style="text-align: center;">割掛対象表参考内訳書 1 / 12</p> <p style="text-align: center;">【共通仮設費】</p> <table border="1" data-bbox="416 1361 1422 1895"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳(参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用機械運搬費 (舗装工)</td> <td>舗装工で使用する重建設機械の輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 アスファルトフィニッシャー(クローラ型 3.0~12.0m) :1台-5往復</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (土工)</td> <td>土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 リッパブルドーザ 32t : 1台-1往復 ブルドーザ 32t : 1台-4往復 湿地ブルドーザ 20t : 2台-2往復 バックホウ 1.0 m³級 : 1台-4往復</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (構造物掘削)</td> <td>構造物掘削工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 湿地ブルドーザ 20t : 2台-1往復、1台-2往復 クラムシェル 0.6m³ : 1台-1往復 クローラクレーン 50t~55t級 : 2台-1往復、1台-6往復 ○工事区内移動 クローラクレーン 50t~55t級 : 2台-1回、1台-3回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (自工区外盛土場)</td> <td>自工区外盛土場で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>○基地からの運搬【運搬距離：約170km(片道)】 湿地ブルドーザ 20t : 1台-3往復</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (地盤改良工)</td> <td>中層混合処理工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 バックホウ山積 1.4 m³級 (ベースマシン) : 1台-1往復 バックホウ山積 1.9 m³級 (ベースマシン) : 1台-1往復 ○工事区内移動 バックホウ山積 1.4 m³級 (ベースマシン) : 1台-3回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (函渠工)</td> <td>函渠工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 トラッククレーン 160t級 : 1台-1往復 トラッククレーン 100t級 : 1台-2往復</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	工事用機械運搬費 (舗装工)	舗装工で使用する重建設機械の輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 アスファルトフィニッシャー(クローラ型 3.0~12.0m) :1台-5往復	-	工事用機械分解組立費 (土工)	土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 リッパブルドーザ 32t : 1台-1往復 ブルドーザ 32t : 1台-4往復 湿地ブルドーザ 20t : 2台-2往復 バックホウ 1.0 m ³ 級 : 1台-4往復	-	工事用機械分解組立費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 湿地ブルドーザ 20t : 2台-1往復、1台-2往復 クラムシェル 0.6m³ : 1台-1往復 クローラクレーン 50t~55t級 : 2台-1往復、1台-6往復 ○工事区内移動 クローラクレーン 50t~55t級 : 2台-1回、1台-3回	-	工事用機械分解組立費 (自工区外盛土場)	自工区外盛土場で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約170km(片道)】 湿地ブルドーザ 20t : 1台-3往復	-	工事用機械分解組立費 (地盤改良工)	中層混合処理工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 バックホウ山積 1.4 m ³ 級 (ベースマシン) : 1台-1往復 バックホウ山積 1.9 m ³ 級 (ベースマシン) : 1台-1往復 ○工事区内移動 バックホウ山積 1.4 m ³ 級 (ベースマシン) : 1台-3回	-	工事用機械分解組立費 (函渠工)	函渠工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 トラッククレーン 160t級 : 1台-1往復 トラッククレーン 100t級 : 1台-2往復	-
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面																										
工事用機械運搬費 (舗装工)	舗装工で使用する重建設機械の輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 アスファルトフィニッシャー(クローラ型 3.0~12.0m) :1台-5往復	-																										
工事用機械分解組立費 (土工)	土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 リッパブルドーザ 32t : 1台-1往復 ブルドーザ 32t : 1台-4往復 湿地ブルドーザ 20t : 2台-2往復 バックホウ 1.0 m ³ 級 : 1台-4往復	-																										
工事用機械分解組立費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 湿地ブルドーザ 20t : 2台-1往復、1台-2往復 クラムシェル 0.6m³ : 1台-1往復 クローラクレーン 50t~55t級 : 2台-1往復、1台-6往復 ○工事区内移動 クローラクレーン 50t~55t級 : 2台-1回、1台-3回	-																										
工事用機械分解組立費 (自工区外盛土場)	自工区外盛土場で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約170km(片道)】 湿地ブルドーザ 20t : 1台-3往復	-																										
工事用機械分解組立費 (地盤改良工)	中層混合処理工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 バックホウ山積 1.4 m ³ 級 (ベースマシン) : 1台-1往復 バックホウ山積 1.9 m ³ 級 (ベースマシン) : 1台-1往復 ○工事区内移動 バックホウ山積 1.4 m ³ 級 (ベースマシン) : 1台-3回	-																										
工事用機械分解組立費 (函渠工)	函渠工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	○基地からの運搬【運搬距離：約160km(片道)】 トラッククレーン 160t級 : 1台-1往復 トラッククレーン 100t級 : 1台-2往復	-																										

正誤表(16)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分		
<p>誤</p> <p>割掛対象表 参考内訳書 (8/12)</p>	<p>割掛対象表参考内訳書 8 / 12</p>		
	<p>工事車両泥落し装置費</p>	<p>泥落し装置に要する費用をいう。</p>	<p>④十三線の沢川橋工事用道路 ⑤鶴川工事用道路 ⑥村道 ⑦林道 ⑧道道夕張新得線 ⑨両国川第二橋工事用道路 ⑩村道上トナム団体線 ⑪道道夕張新得線 ⑫道道落合停車場線 散水車 5,500L 期間：約 20.0ヶ月 ⑬両国川工事用道路 ⑭工事用進入路A ⑮工事用進入路B ※上記工事用道路の番号は、特記仕様書「15. 工事用道路に関する事項」に示すとおりとする。</p> <p>【鶴川工事用道路 出入口】 鋼製泥落し装置（全輪かさ上げ乾式型） 1箇所 設置撤去：3回 設置期間：25.0ヶ月 （冬期休止期間基地へ返却）</p> <p>【村道（鶴川工事用道路対面） 出入口】 鋼製泥落し装置（全輪かさ上げ乾式型） 1箇所 設置撤去：3回 設置期間：25.0ヶ月 （冬期休止期間基地へ返却）</p> <p>【両国川工事用道路 出入口】 鋼製泥落し装置（全輪かさ上げ乾式型） 1箇所 設置撤去：3回 設置期間：25.0ヶ月 （冬期休止期間基地へ返却）</p> <p>【工事用進入路A 出入口】 鋼製泥落し装置（全輪かさ上げ乾式型） 1箇所 設置撤去：3回 設置期間：20.0ヶ月 （冬期休止期間基地へ返却）</p>
<p>正</p>	<p>割掛対象表参考内訳書 8 / 12</p>		
	<p>工事車両泥落し装置費</p>	<p>泥落し装置に要する費用をいう。</p>	<p>④十三線の沢川橋工事用道路 ⑤鶴川工事用道路 ⑥村道 ⑦林道 ⑧道道夕張新得線 ⑨両国川第二橋工事用道路 ⑩村道上トナム団体線 ⑪道道夕張新得線 ⑫道道落合停車場線 散水車 5,500L 期間：約 20.0ヶ月 ⑬両国川工事用道路 ⑭工事用進入路A ⑮工事用進入路B ※上記工事用道路の番号は、特記仕様書「15. 工事用道路に関する事項」に示すとおりとする。</p> <p>【鶴川工事用道路 出入口】 鋼製泥落し装置（全輪かさ上げ乾式型） 1箇所 設置撤去：4回 設置期間：25.0ヶ月 （冬期休止期間基地へ返却）</p> <p>【村道（鶴川工事用道路対面） 出入口】 鋼製泥落し装置（全輪かさ上げ乾式型） 1箇所 設置撤去：4回 設置期間：25.0ヶ月 （冬期休止期間基地へ返却）</p> <p>【両国川工事用道路 出入口】 鋼製泥落し装置（全輪かさ上げ乾式型） 1箇所 設置撤去：4回 設置期間：25.0ヶ月 （冬期休止期間基地へ返却）</p> <p>【工事用進入路A 出入口】 鋼製泥落し装置（全輪かさ上げ乾式型） 1箇所 設置撤去：4回 設置期間：20.0ヶ月 （冬期休止期間基地へ返却）</p>

正誤表(17)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分																																												
<p style="text-align: center;">誤</p> <p style="text-align: center;">割掛対象表 参考内訳書 (9/12)</p>	<p style="text-align: center;">割掛対象表参考内訳書 9 / 12</p> <p style="text-align: center;">【仮設備工事費】</p> <table border="1" data-bbox="411 465 1422 1048"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳 (参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足場工費</td> <td>一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td> <td> 【手すり先行くさび緊結式足場】 ・擁壁工 7,563.4 空㎡ ・C-B x 320.0 空㎡ ・十三線の沢川橋下部工 2,475.2 空㎡ ・久我の沢川橋下部工 2,202.1 空㎡ ・両国川第一橋下部工 1,278.5 空㎡ ・上トナム橋下部工 1,190.2 空㎡ ・両国川第二橋下部工 1,042.8 空㎡ ・管渠工 17.9 空㎡ </td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>足場工費 (グラウンドアンカー工、 補強土壁工)</td> <td>グラウンドアンカー工及び補強土壁工の施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td> <td> 【アンカー工用足場】 ・グラウンドアンカー工 足場工 (W=5m) : 804.9 空㎡ 【補強土壁工用足場】 ・補強土壁工 足場工(ブラケット型) : 延長 72.9m 巾 600mm </td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>支保工費</td> <td>コンクリート構造物の施工時、所定の形状に仕上げるための仮設の支保構造物に要する費用をいう。</td> <td> 【くさび結合支保工】 ・C-B x : 載荷荷重 1.4t/㎡ 534.4 空㎡ ・十三線の沢川橋下部工 : 載荷荷重 8.0t/㎡ 686.6 空㎡ ・久我の沢川橋下部工 : 載荷荷重 6.7t/㎡ 481.2 空㎡ ・両国川第一橋上部工 : 載荷荷重 3.4t/㎡ 517.1 空㎡ ・上トナム橋上部工 : 載荷荷重 3.6t/㎡ 1,702.3 空㎡ ・両国川第二橋上部工 : 載荷荷重 3.2t/㎡ 424.8 空㎡ 【特殊支保工】 ・両国川第一橋上部工 : トラス桁(KD) 鋼材重量 81.1t ・上トナム橋上部工 : 日鋼 鋼材重量 81.4t ・両国川第二橋上部工 : トラス桁(KD) 鋼材重量 30.4t </td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	足場工費	一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	【手すり先行くさび緊結式足場】 ・擁壁工 7,563.4 空㎡ ・C-B x 320.0 空㎡ ・十三線の沢川橋下部工 2,475.2 空㎡ ・久我の沢川橋下部工 2,202.1 空㎡ ・両国川第一橋下部工 1,278.5 空㎡ ・上トナム橋下部工 1,190.2 空㎡ ・両国川第二橋下部工 1,042.8 空㎡ ・管渠工 17.9 空㎡	-	足場工費 (グラウンドアンカー工、 補強土壁工)	グラウンドアンカー工及び補強土壁工の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	【アンカー工用足場】 ・グラウンドアンカー工 足場工 (W=5m) : 804.9 空㎡ 【補強土壁工用足場】 ・補強土壁工 足場工(ブラケット型) : 延長 72.9m 巾 600mm	-	支保工費	コンクリート構造物の施工時、所定の形状に仕上げるための仮設の支保構造物に要する費用をいう。	【くさび結合支保工】 ・C-B x : 載荷荷重 1.4t/㎡ 534.4 空㎡ ・十三線の沢川橋下部工 : 載荷荷重 8.0t/㎡ 686.6 空㎡ ・久我の沢川橋下部工 : 載荷荷重 6.7t/㎡ 481.2 空㎡ ・両国川第一橋上部工 : 載荷荷重 3.4t/㎡ 517.1 空㎡ ・上トナム橋上部工 : 載荷荷重 3.6t/㎡ 1,702.3 空㎡ ・両国川第二橋上部工 : 載荷荷重 3.2t/㎡ 424.8 空㎡ 【特殊支保工】 ・両国川第一橋上部工 : トラス桁(KD) 鋼材重量 81.1t ・上トナム橋上部工 : 日鋼 鋼材重量 81.4t ・両国川第二橋上部工 : トラス桁(KD) 鋼材重量 30.4t	○																												
	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面																																									
足場工費	一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	【手すり先行くさび緊結式足場】 ・擁壁工 7,563.4 空㎡ ・C-B x 320.0 空㎡ ・十三線の沢川橋下部工 2,475.2 空㎡ ・久我の沢川橋下部工 2,202.1 空㎡ ・両国川第一橋下部工 1,278.5 空㎡ ・上トナム橋下部工 1,190.2 空㎡ ・両国川第二橋下部工 1,042.8 空㎡ ・管渠工 17.9 空㎡	-																																										
足場工費 (グラウンドアンカー工、 補強土壁工)	グラウンドアンカー工及び補強土壁工の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	【アンカー工用足場】 ・グラウンドアンカー工 足場工 (W=5m) : 804.9 空㎡ 【補強土壁工用足場】 ・補強土壁工 足場工(ブラケット型) : 延長 72.9m 巾 600mm	-																																										
支保工費	コンクリート構造物の施工時、所定の形状に仕上げるための仮設の支保構造物に要する費用をいう。	【くさび結合支保工】 ・C-B x : 載荷荷重 1.4t/㎡ 534.4 空㎡ ・十三線の沢川橋下部工 : 載荷荷重 8.0t/㎡ 686.6 空㎡ ・久我の沢川橋下部工 : 載荷荷重 6.7t/㎡ 481.2 空㎡ ・両国川第一橋上部工 : 載荷荷重 3.4t/㎡ 517.1 空㎡ ・上トナム橋上部工 : 載荷荷重 3.6t/㎡ 1,702.3 空㎡ ・両国川第二橋上部工 : 載荷荷重 3.2t/㎡ 424.8 空㎡ 【特殊支保工】 ・両国川第一橋上部工 : トラス桁(KD) 鋼材重量 81.1t ・上トナム橋上部工 : 日鋼 鋼材重量 81.4t ・両国川第二橋上部工 : トラス桁(KD) 鋼材重量 30.4t	○																																										
<p style="text-align: center;">正</p>	<p style="text-align: center;">割掛対象表参考内訳書 9 / 12</p> <p style="text-align: center;">【仮設備工事費】</p> <table border="1" data-bbox="600 1223 1241 1592"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳 (参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足場工費</td> <td>一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td> <td> 【手すり先行くさび緊結式足場】 ・擁壁工 7,563.4 空㎡ ・C-B x 320.0 空㎡ ・十三線の沢川橋下部工 2,475.2 空㎡ ・久我の沢川橋下部工 2,202.1 空㎡ ・両国川第一橋下部工 1,278.5 空㎡ ・上トナム橋下部工 1,190.2 空㎡ ・両国川第二橋下部工 1,042.8 空㎡ </td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>足場工費 (グラウンドアンカー工、 補強土壁工)</td> <td>グラウンドアンカー工及び補強土壁工の施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td> <td> 【アンカー工用足場】 ・グラウンドアンカー工 足場工 (W=5m) : 804.9 空㎡ 【補強土壁工用足場】 ・補強土壁工 足場工(ブラケット型) : 延長 72.9m 巾 600mm </td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>支保工費</td> <td>コンクリート構造物の施工時、所定の形状に仕上げるための仮設の支保構造物に要する費用をいう。</td> <td> 【くさび結合支保工】 ・C-B x : 載荷荷重 1.4t/㎡ 534.4 空㎡ ・十三線の沢川橋下部工 : 載荷荷重 8.0t/㎡ 536.7 空㎡ ・久我の沢川橋下部工 : 載荷荷重 6.7t/㎡ 481.2 空㎡ ・両国川第一橋上部工 : 載荷荷重 3.4t/㎡ 517.1 空㎡ ・上トナム橋上部工 : 載荷荷重 3.6t/㎡ 1,601.3 空㎡ ・両国川第二橋上部工 : 載荷荷重 3.2t/㎡ 424.8 空㎡ 【特殊支保工】 ・両国川第一橋上部工 : トラス桁(KD) 鋼材重量 81.1t ・上トナム橋上部工 : 日鋼 鋼材重量 157.8t ・両国川第一橋上部工 : トラス桁(KD) 鋼材重量 30.4t 上記の特殊支保工のリース期間は、各橋とも 90 日とする </td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">割掛対象表参考内訳書 10 / 12</p> <table border="1" data-bbox="600 1630 1241 1765"> <tbody> <tr> <td>P.C.工事用仮設電力設備費</td> <td>橋梁上部工工事において必要となる発動発電機設備電力等の全ての仮設電力設備に要する費用をいう。</td> <td> ・STA.1025+47.040 プレキャストボックスカルバート工 : 日鋼 鋼材重量 7.6t リース期間 180 日 ・両国川第一橋上部工、上トナム橋上部工、両国川第二橋上部工 一式 </td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>P.C.鋼材機械器具費</td> <td>P.C.鋼材引張の作業に使用する機械器具に要する費用をいう。</td> <td> ・両国川第一橋 : 9,683kg ・上トナム橋 : 21,685kg ・両国川第二橋 : 6,564kg </td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>シート虫防護工費</td> <td>交差する道路の上空の施工に必要なシート虫防護工に要する費用をいう。</td> <td> シート虫防護 : 355.3 ㎡ ・上トナム橋(一般道交差部) 期間 : 3.0ヶ月 </td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【雑工事費】</p> <table border="1" data-bbox="600 1787 1241 2011"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳 (参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切土部施工基面の整形費</td> <td>共通仕様書 2-6-5 (6) の規定を満足するよう、上部路面面の不陸整正に要する費用をいう。</td> <td>切土部施工基面の整形 (硬岩) : 2,304.0 ㎡</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>のり面仕上げ費</td> <td>共通仕様書 2-6-5 (8) 及び 2-7-5 (6) に規定する作業に要する費用をいう。</td> <td> 切土部のり面仕上げ (土砂) : 11,228.7 ㎡ 切土部のり面仕上げ (軟岩) : 5,153.6 ㎡ 切土部のり面仕上げ (硬岩) : 1,405.6 ㎡ 盛土部のり面仕上げ (t1:t0) : 70,370.6 ㎡ </td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>河川・水路の縮切・迂回費</td> <td>工事の施工に伴って、支障となる河川を縮切り、迂回する仮設物に要する費用をいう。</td> <td> ・十三線の沢川橋 高耐圧ポリエチレン管 φ1200 : 50.0m 耐圧性大型土のう : 105 個 ・久我の沢川橋 高耐圧ポリエチレン管 φ1200 : 25.0m 土のう : 56 個 ・両国川第一橋 高密度ポリエチレン管 φ1000 : 82.0m </td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	足場工費	一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	【手すり先行くさび緊結式足場】 ・擁壁工 7,563.4 空㎡ ・C-B x 320.0 空㎡ ・十三線の沢川橋下部工 2,475.2 空㎡ ・久我の沢川橋下部工 2,202.1 空㎡ ・両国川第一橋下部工 1,278.5 空㎡ ・上トナム橋下部工 1,190.2 空㎡ ・両国川第二橋下部工 1,042.8 空㎡	-	足場工費 (グラウンドアンカー工、 補強土壁工)	グラウンドアンカー工及び補強土壁工の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	【アンカー工用足場】 ・グラウンドアンカー工 足場工 (W=5m) : 804.9 空㎡ 【補強土壁工用足場】 ・補強土壁工 足場工(ブラケット型) : 延長 72.9m 巾 600mm	-	支保工費	コンクリート構造物の施工時、所定の形状に仕上げるための仮設の支保構造物に要する費用をいう。	【くさび結合支保工】 ・C-B x : 載荷荷重 1.4t/㎡ 534.4 空㎡ ・十三線の沢川橋下部工 : 載荷荷重 8.0t/㎡ 536.7 空㎡ ・久我の沢川橋下部工 : 載荷荷重 6.7t/㎡ 481.2 空㎡ ・両国川第一橋上部工 : 載荷荷重 3.4t/㎡ 517.1 空㎡ ・上トナム橋上部工 : 載荷荷重 3.6t/㎡ 1,601.3 空㎡ ・両国川第二橋上部工 : 載荷荷重 3.2t/㎡ 424.8 空㎡ 【特殊支保工】 ・両国川第一橋上部工 : トラス桁(KD) 鋼材重量 81.1t ・上トナム橋上部工 : 日鋼 鋼材重量 157.8t ・両国川第一橋上部工 : トラス桁(KD) 鋼材重量 30.4t 上記の特殊支保工のリース期間は、各橋とも 90 日とする	○	P.C.工事用仮設電力設備費	橋梁上部工工事において必要となる発動発電機設備電力等の全ての仮設電力設備に要する費用をいう。	・STA.1025+47.040 プレキャストボックスカルバート工 : 日鋼 鋼材重量 7.6t リース期間 180 日 ・両国川第一橋上部工、上トナム橋上部工、両国川第二橋上部工 一式	-	P.C.鋼材機械器具費	P.C.鋼材引張の作業に使用する機械器具に要する費用をいう。	・両国川第一橋 : 9,683kg ・上トナム橋 : 21,685kg ・両国川第二橋 : 6,564kg	○	シート虫防護工費	交差する道路の上空の施工に必要なシート虫防護工に要する費用をいう。	シート虫防護 : 355.3 ㎡ ・上トナム橋(一般道交差部) 期間 : 3.0ヶ月	-	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	切土部施工基面の整形費	共通仕様書 2-6-5 (6) の規定を満足するよう、上部路面面の不陸整正に要する費用をいう。	切土部施工基面の整形 (硬岩) : 2,304.0 ㎡	-	のり面仕上げ費	共通仕様書 2-6-5 (8) 及び 2-7-5 (6) に規定する作業に要する費用をいう。	切土部のり面仕上げ (土砂) : 11,228.7 ㎡ 切土部のり面仕上げ (軟岩) : 5,153.6 ㎡ 切土部のり面仕上げ (硬岩) : 1,405.6 ㎡ 盛土部のり面仕上げ (t1:t0) : 70,370.6 ㎡	-	河川・水路の縮切・迂回費	工事の施工に伴って、支障となる河川を縮切り、迂回する仮設物に要する費用をいう。	・十三線の沢川橋 高耐圧ポリエチレン管 φ1200 : 50.0m 耐圧性大型土のう : 105 個 ・久我の沢川橋 高耐圧ポリエチレン管 φ1200 : 25.0m 土のう : 56 個 ・両国川第一橋 高密度ポリエチレン管 φ1000 : 82.0m	○
	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面																																									
足場工費	一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	【手すり先行くさび緊結式足場】 ・擁壁工 7,563.4 空㎡ ・C-B x 320.0 空㎡ ・十三線の沢川橋下部工 2,475.2 空㎡ ・久我の沢川橋下部工 2,202.1 空㎡ ・両国川第一橋下部工 1,278.5 空㎡ ・上トナム橋下部工 1,190.2 空㎡ ・両国川第二橋下部工 1,042.8 空㎡	-																																										
足場工費 (グラウンドアンカー工、 補強土壁工)	グラウンドアンカー工及び補強土壁工の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	【アンカー工用足場】 ・グラウンドアンカー工 足場工 (W=5m) : 804.9 空㎡ 【補強土壁工用足場】 ・補強土壁工 足場工(ブラケット型) : 延長 72.9m 巾 600mm	-																																										
支保工費	コンクリート構造物の施工時、所定の形状に仕上げるための仮設の支保構造物に要する費用をいう。	【くさび結合支保工】 ・C-B x : 載荷荷重 1.4t/㎡ 534.4 空㎡ ・十三線の沢川橋下部工 : 載荷荷重 8.0t/㎡ 536.7 空㎡ ・久我の沢川橋下部工 : 載荷荷重 6.7t/㎡ 481.2 空㎡ ・両国川第一橋上部工 : 載荷荷重 3.4t/㎡ 517.1 空㎡ ・上トナム橋上部工 : 載荷荷重 3.6t/㎡ 1,601.3 空㎡ ・両国川第二橋上部工 : 載荷荷重 3.2t/㎡ 424.8 空㎡ 【特殊支保工】 ・両国川第一橋上部工 : トラス桁(KD) 鋼材重量 81.1t ・上トナム橋上部工 : 日鋼 鋼材重量 157.8t ・両国川第一橋上部工 : トラス桁(KD) 鋼材重量 30.4t 上記の特殊支保工のリース期間は、各橋とも 90 日とする	○																																										
P.C.工事用仮設電力設備費	橋梁上部工工事において必要となる発動発電機設備電力等の全ての仮設電力設備に要する費用をいう。	・STA.1025+47.040 プレキャストボックスカルバート工 : 日鋼 鋼材重量 7.6t リース期間 180 日 ・両国川第一橋上部工、上トナム橋上部工、両国川第二橋上部工 一式	-																																										
P.C.鋼材機械器具費	P.C.鋼材引張の作業に使用する機械器具に要する費用をいう。	・両国川第一橋 : 9,683kg ・上トナム橋 : 21,685kg ・両国川第二橋 : 6,564kg	○																																										
シート虫防護工費	交差する道路の上空の施工に必要なシート虫防護工に要する費用をいう。	シート虫防護 : 355.3 ㎡ ・上トナム橋(一般道交差部) 期間 : 3.0ヶ月	-																																										
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面																																										
切土部施工基面の整形費	共通仕様書 2-6-5 (6) の規定を満足するよう、上部路面面の不陸整正に要する費用をいう。	切土部施工基面の整形 (硬岩) : 2,304.0 ㎡	-																																										
のり面仕上げ費	共通仕様書 2-6-5 (8) 及び 2-7-5 (6) に規定する作業に要する費用をいう。	切土部のり面仕上げ (土砂) : 11,228.7 ㎡ 切土部のり面仕上げ (軟岩) : 5,153.6 ㎡ 切土部のり面仕上げ (硬岩) : 1,405.6 ㎡ 盛土部のり面仕上げ (t1:t0) : 70,370.6 ㎡	-																																										
河川・水路の縮切・迂回費	工事の施工に伴って、支障となる河川を縮切り、迂回する仮設物に要する費用をいう。	・十三線の沢川橋 高耐圧ポリエチレン管 φ1200 : 50.0m 耐圧性大型土のう : 105 個 ・久我の沢川橋 高耐圧ポリエチレン管 φ1200 : 25.0m 土のう : 56 個 ・両国川第一橋 高密度ポリエチレン管 φ1000 : 82.0m	○																																										

正誤表(19)

工事件名) 道東自動車道 トمامIC工事

修正箇所	正誤区分													
<p style="text-align: center;">割掛対象表 参考内訳書 (12/12)</p>	誤	<p style="text-align: center;">割掛対象表参考内訳書 12 / 12</p> <table border="1" data-bbox="422 629 1410 848"> <tr> <td data-bbox="422 629 587 680">仮囲い費</td> <td data-bbox="587 629 956 680">工事箇所と高速道路本線との境に設置する仮囲いに要する費用をいう。</td> <td data-bbox="956 629 1366 680">高さ:H=3.0m 設置延長:Aタイプ-L=866.5m</td> <td data-bbox="1366 629 1410 680" style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 680 587 723">土砂防止柵費 (盛土のり面用)</td> <td data-bbox="587 680 956 723">田畑、民地等に土砂等の流出防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。</td> <td data-bbox="956 680 1366 723">設置延長:L=2,429.1m</td> <td data-bbox="1366 680 1410 723" style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 723 587 848">有料道路料金費</td> <td data-bbox="587 723 956 848">材料、機械、設備等の搬出に必要となる高速道路通行料金の費用をいう(消費税相当額を除く)。</td> <td data-bbox="956 723 1366 848"> ・占冠IC~トمامIC間 中型車:23台 ・トمامIC~十勝清水IC間 中型車:31台 大型車:3,298台 特大車:75台 </td> <td data-bbox="1366 723 1410 848" style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	仮囲い費	工事箇所と高速道路本線との境に設置する仮囲いに要する費用をいう。	高さ:H=3.0m 設置延長:Aタイプ-L=866.5m	○	土砂防止柵費 (盛土のり面用)	田畑、民地等に土砂等の流出防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。	設置延長:L=2,429.1m	○	有料道路料金費	材料、機械、設備等の搬出に必要となる高速道路通行料金の費用をいう(消費税相当額を除く)。	・占冠IC~トمامIC間 中型車:23台 ・トمامIC~十勝清水IC間 中型車:31台 大型車:3,298台 特大車:75台	-
	仮囲い費	工事箇所と高速道路本線との境に設置する仮囲いに要する費用をいう。	高さ:H=3.0m 設置延長:Aタイプ-L=866.5m	○										
土砂防止柵費 (盛土のり面用)	田畑、民地等に土砂等の流出防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。	設置延長:L=2,429.1m	○											
有料道路料金費	材料、機械、設備等の搬出に必要となる高速道路通行料金の費用をいう(消費税相当額を除く)。	・占冠IC~トمامIC間 中型車:23台 ・トمامIC~十勝清水IC間 中型車:31台 大型車:3,298台 特大車:75台	-											
正	<p style="text-align: center;">割掛対象表参考内訳書 12 / 12</p> <table border="1" data-bbox="422 1498 1410 1729"> <tr> <td data-bbox="422 1498 587 1559">仮囲い費</td> <td data-bbox="587 1498 956 1559">工事箇所と高速道路本線との境に設置する仮囲いに要する費用をいう。</td> <td data-bbox="956 1498 1366 1559">高さ:H=3.0m 設置・撤去延長:Aタイプ-L=866.5m ※使用材料は撤去後、処分とする。</td> <td data-bbox="1366 1498 1410 1559" style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1559 587 1603">土砂防止柵費 (盛土のり面用)</td> <td data-bbox="587 1559 956 1603">田畑、民地等に土砂等の流出防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。</td> <td data-bbox="956 1559 1366 1603">設置延長:L=2,429.1m</td> <td data-bbox="1366 1559 1410 1603" style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1603 587 1729">有料道路料金費</td> <td data-bbox="587 1603 956 1729">材料、機械、設備等の搬出に必要となる高速道路通行料金の費用をいう(消費税相当額を除く)。</td> <td data-bbox="956 1603 1366 1729"> ・占冠IC~トمامIC間 中型車:23台 ・トمامIC~十勝清水IC間 中型車:31台 大型車:3,298台 特大車:75台 </td> <td data-bbox="1366 1603 1410 1729" style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	仮囲い費	工事箇所と高速道路本線との境に設置する仮囲いに要する費用をいう。	高さ:H=3.0m 設置・撤去延長:Aタイプ-L=866.5m ※使用材料は撤去後、処分とする。	○	土砂防止柵費 (盛土のり面用)	田畑、民地等に土砂等の流出防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。	設置延長:L=2,429.1m	○	有料道路料金費	材料、機械、設備等の搬出に必要となる高速道路通行料金の費用をいう(消費税相当額を除く)。	・占冠IC~トمامIC間 中型車:23台 ・トمامIC~十勝清水IC間 中型車:31台 大型車:3,298台 特大車:75台	-	
仮囲い費	工事箇所と高速道路本線との境に設置する仮囲いに要する費用をいう。	高さ:H=3.0m 設置・撤去延長:Aタイプ-L=866.5m ※使用材料は撤去後、処分とする。	○											
土砂防止柵費 (盛土のり面用)	田畑、民地等に土砂等の流出防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。	設置延長:L=2,429.1m	○											
有料道路料金費	材料、機械、設備等の搬出に必要となる高速道路通行料金の費用をいう(消費税相当額を除く)。	・占冠IC~トمامIC間 中型車:23台 ・トمامIC~十勝清水IC間 中型車:31台 大型車:3,298台 特大車:75台	-											

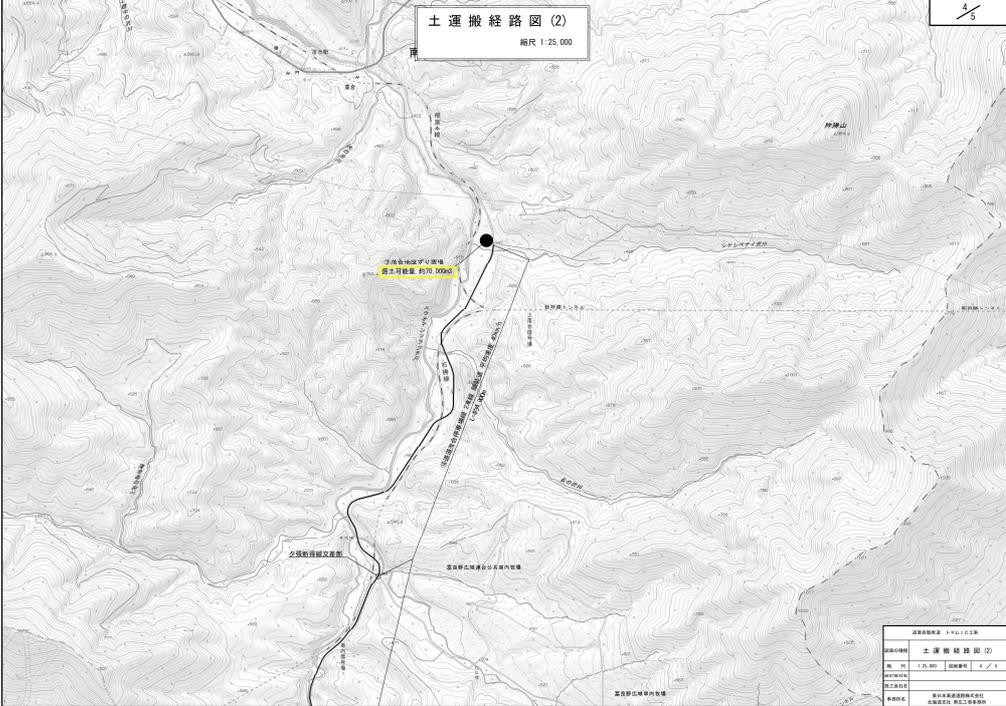
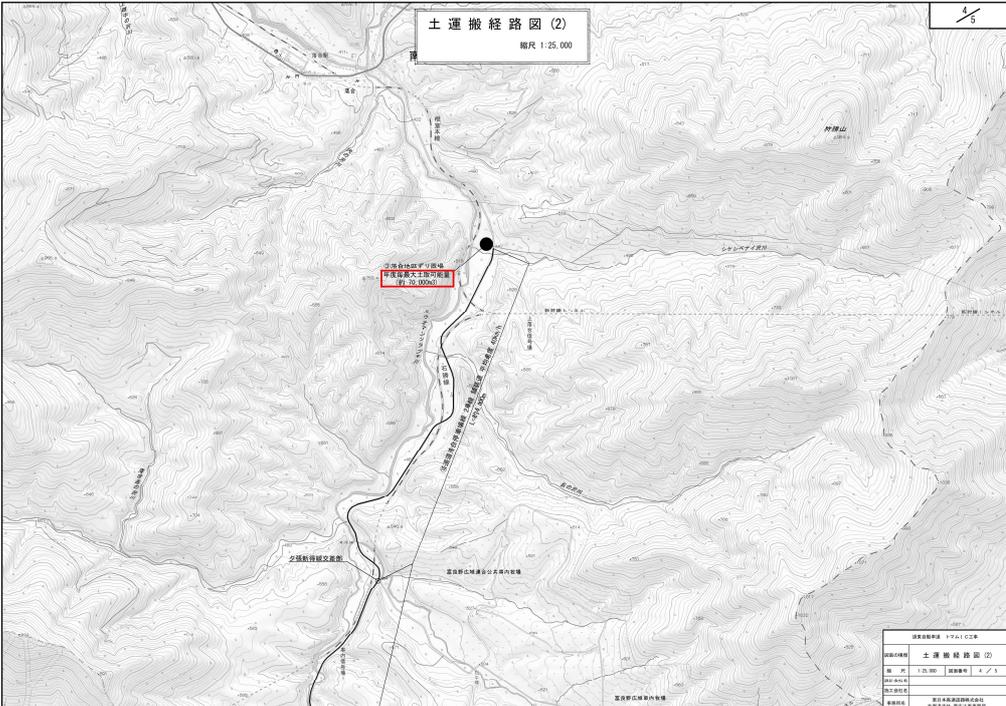
正誤表(21)

工事件名) 道東自動車道 トナム I C 工事

修正箇所	正誤区分																
<p style="text-align: center;">誤</p>	<p style="text-align: center;">土運搬経路図(1) 縮尺 1:25,000</p> <p style="text-align: center;">a部 拡大図 縮尺 1:10,000</p> <p style="text-align: center;">b部 拡大図 縮尺 1:10,000</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>縮尺</td> <td>1:25,000</td> <td>縮尺</td> <td>1/10,000</td> </tr> </table>	縮尺	1:25,000	縮尺	1/10,000												
縮尺	1:25,000	縮尺	1/10,000														
縮尺	1:25,000	縮尺	1/10,000														
縮尺	1:25,000	縮尺	1/10,000														
縮尺	1:25,000	縮尺	1/10,000														
<p style="text-align: center;">設計図 共通 (3/5)</p>	<p style="text-align: center;">土運搬経路図(1) 縮尺 1:25,000</p> <p style="text-align: center;">a部 拡大図 縮尺 1:10,000</p> <p style="text-align: center;">b部 拡大図 縮尺 1:10,000</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>縮尺</td> <td>1:25,000</td> <td>縮尺</td> <td>1/10,000</td> </tr> </table>	縮尺	1:25,000	縮尺	1/10,000												
縮尺	1:25,000	縮尺	1/10,000														
縮尺	1:25,000	縮尺	1/10,000														
縮尺	1:25,000	縮尺	1/10,000														
縮尺	1:25,000	縮尺	1/10,000														

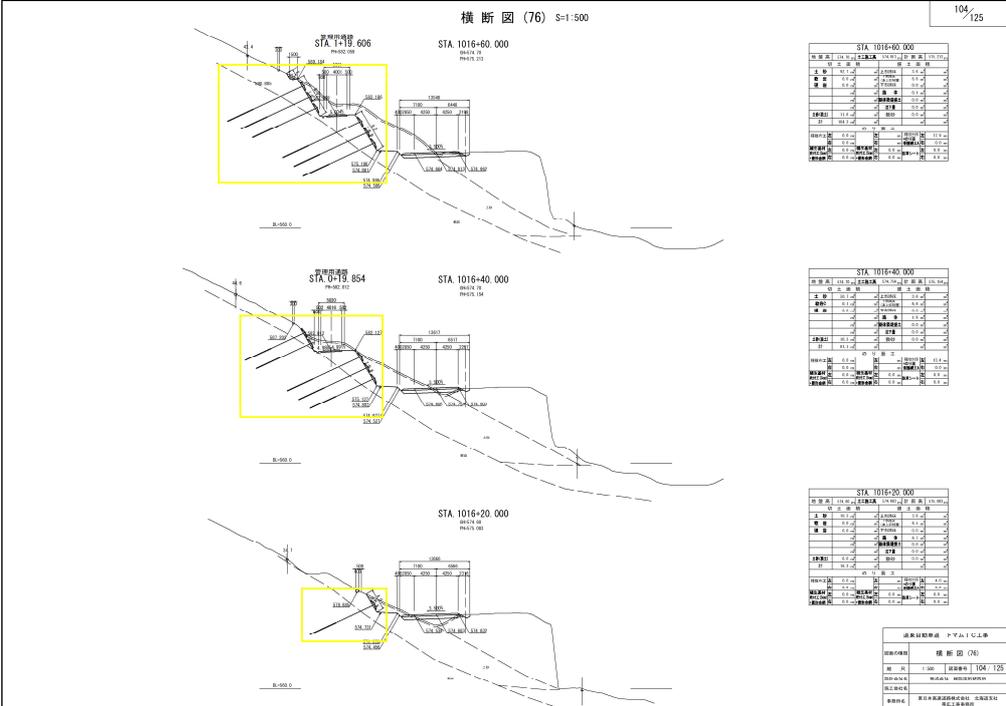
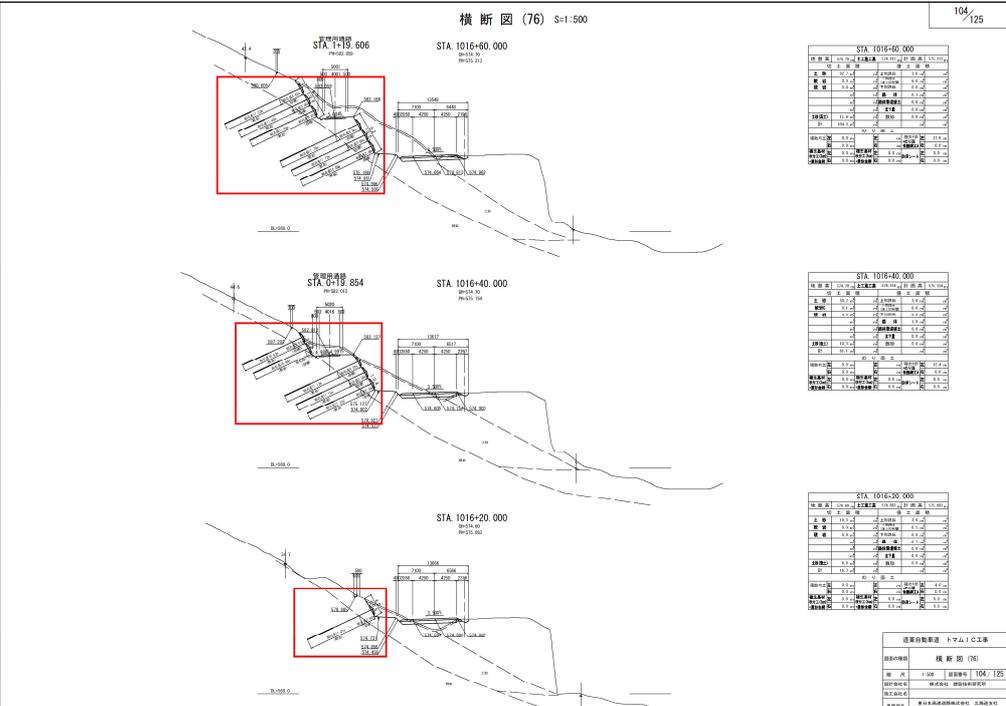
正誤表(22)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分
<p>設計図 共通 (4/5)</p>	<p style="text-align: center;">誤</p> 
	<p style="text-align: center;">正</p> 

正誤表(23)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分
<p>設計図 土工(本線) (104/125)</p>	<p style="text-align: center;">誤</p> 
	<p style="text-align: center;">正</p> 

正誤表(24)

工事件名) 道東自動車道 トナム I C 工事

修正箇所	正誤区分
<p style="text-align: center;">誤</p>	
<p style="text-align: center;">正</p>	

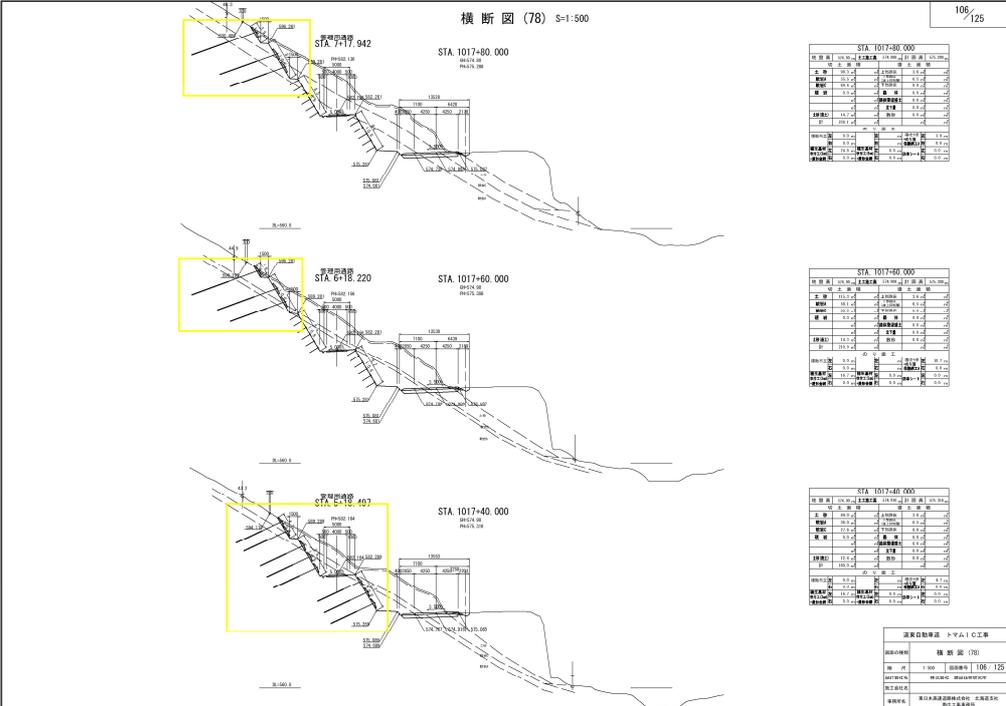
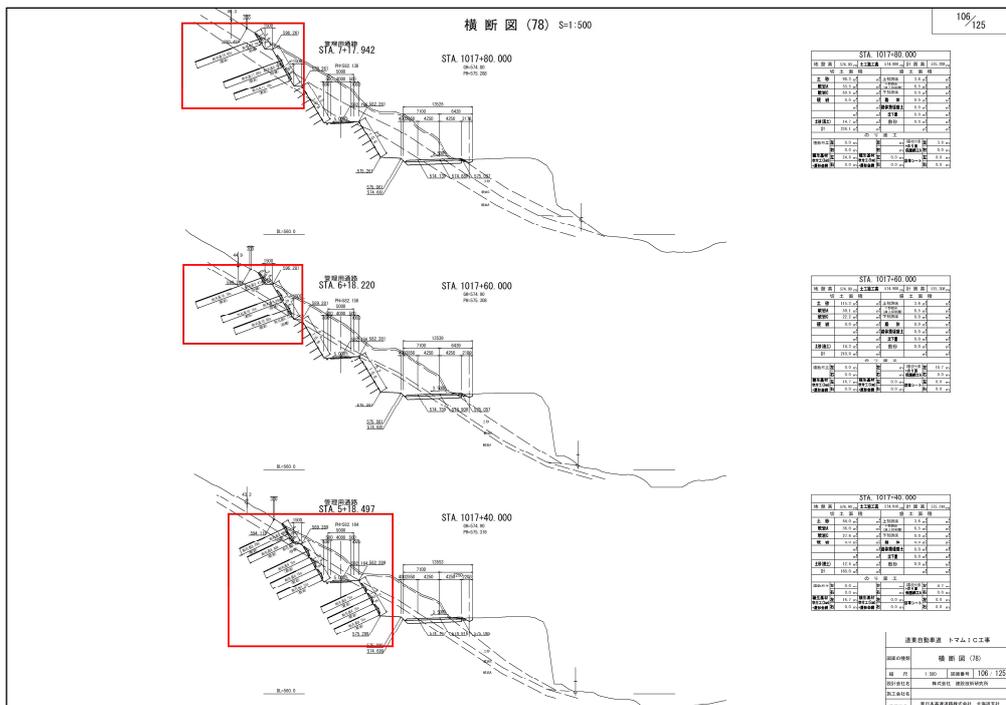
設計図
土工(本線)
(105/125)

誤

正

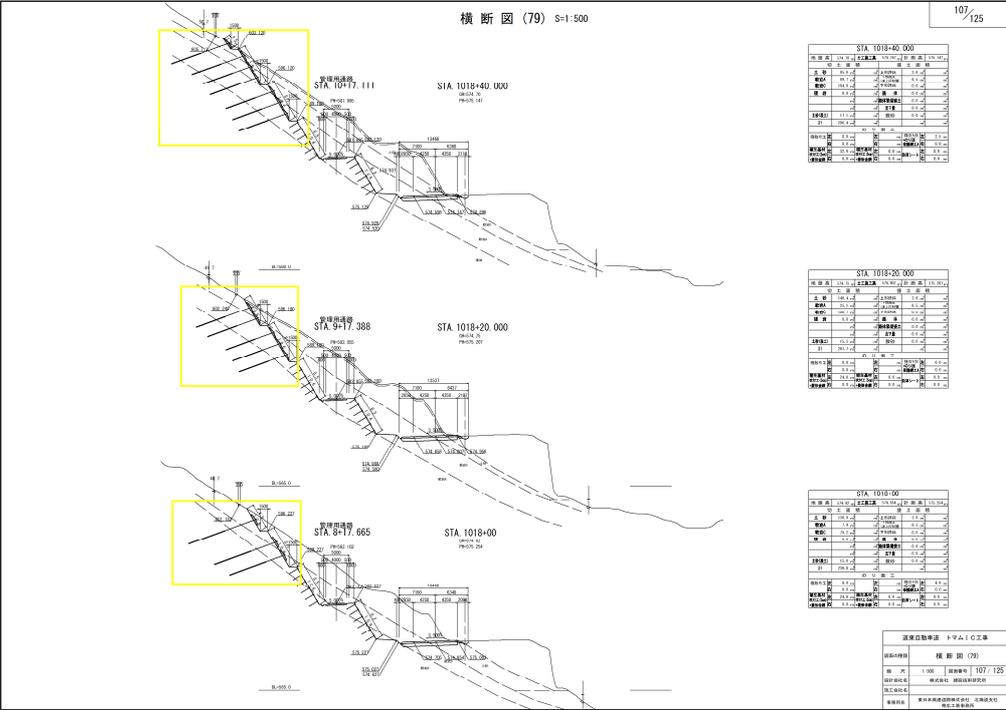
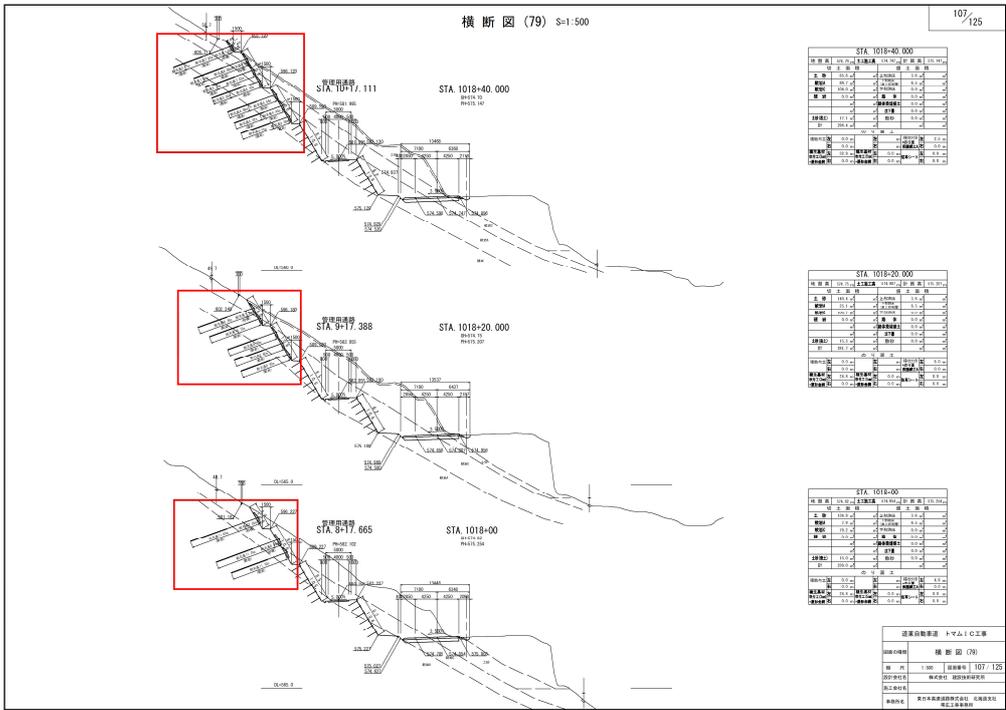
正誤表(25)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分
<p>設計図 土工(本線) (106/125)</p>	<p style="text-align: center;">誤</p> 
	<p style="text-align: center;">正</p> 

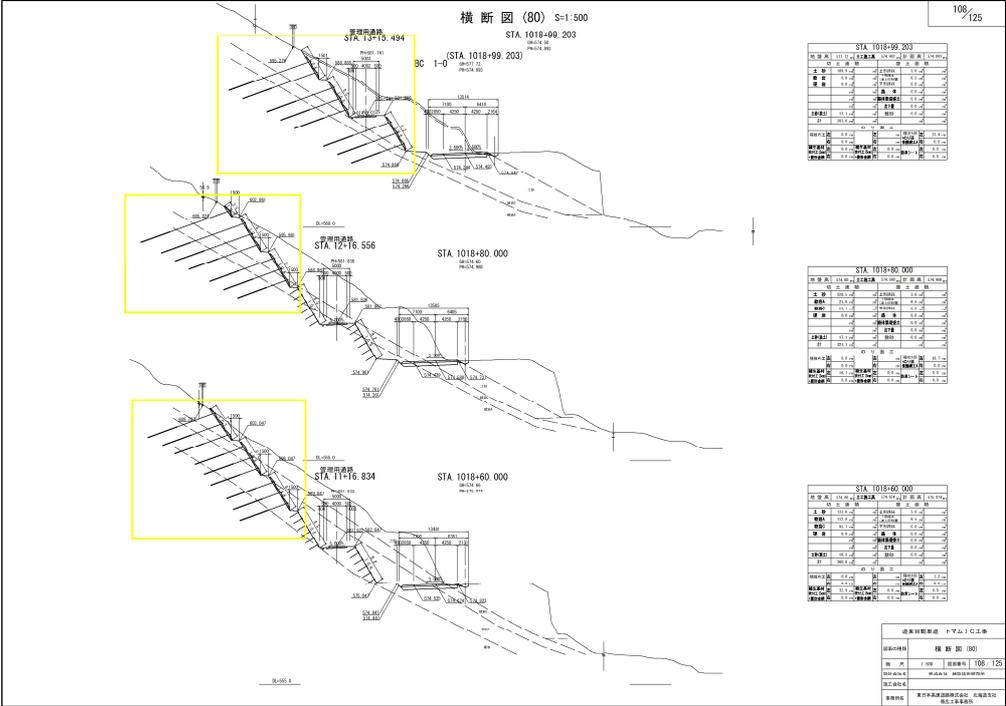
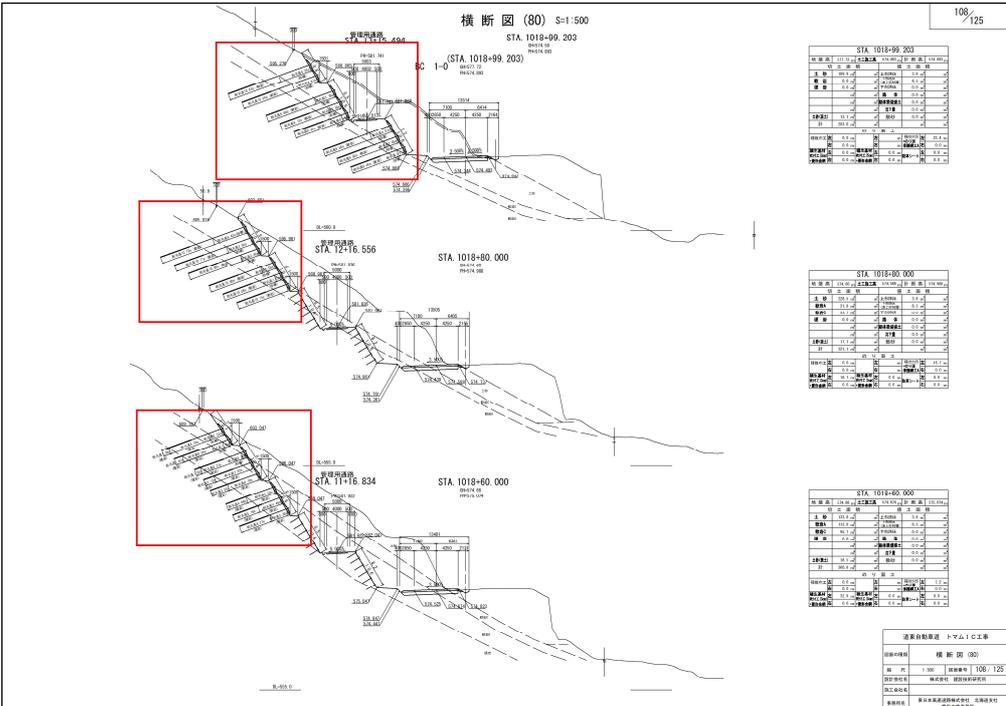
正誤表(26)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分
<p>設計図 土工(本線) (107/125)</p>	<p style="text-align: center;">誤</p> 
	<p style="text-align: center;">正</p> 

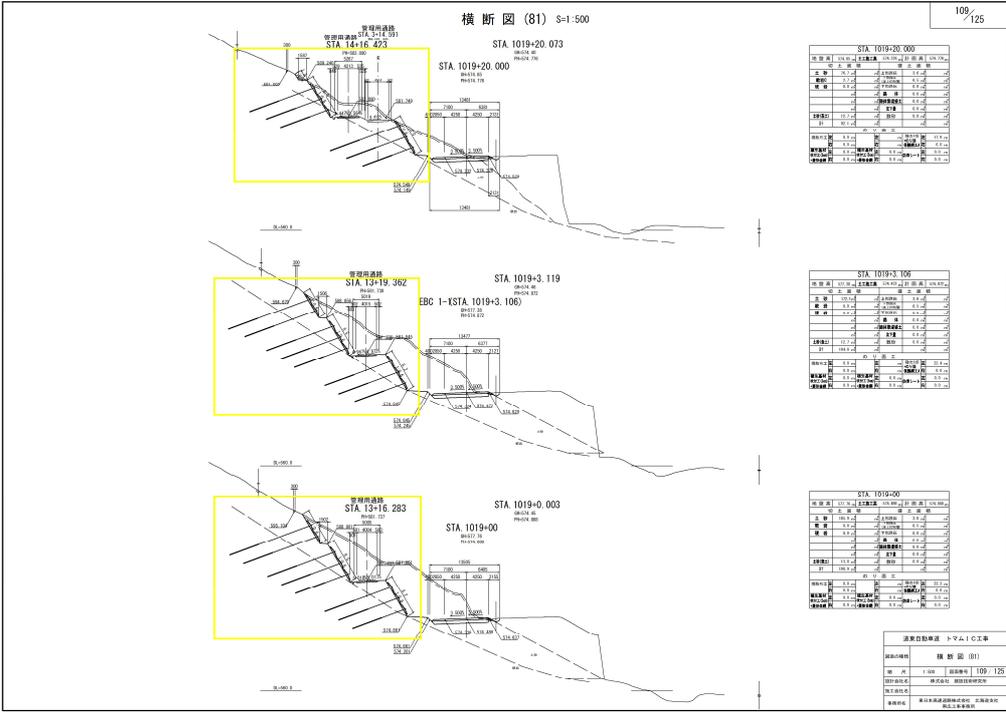
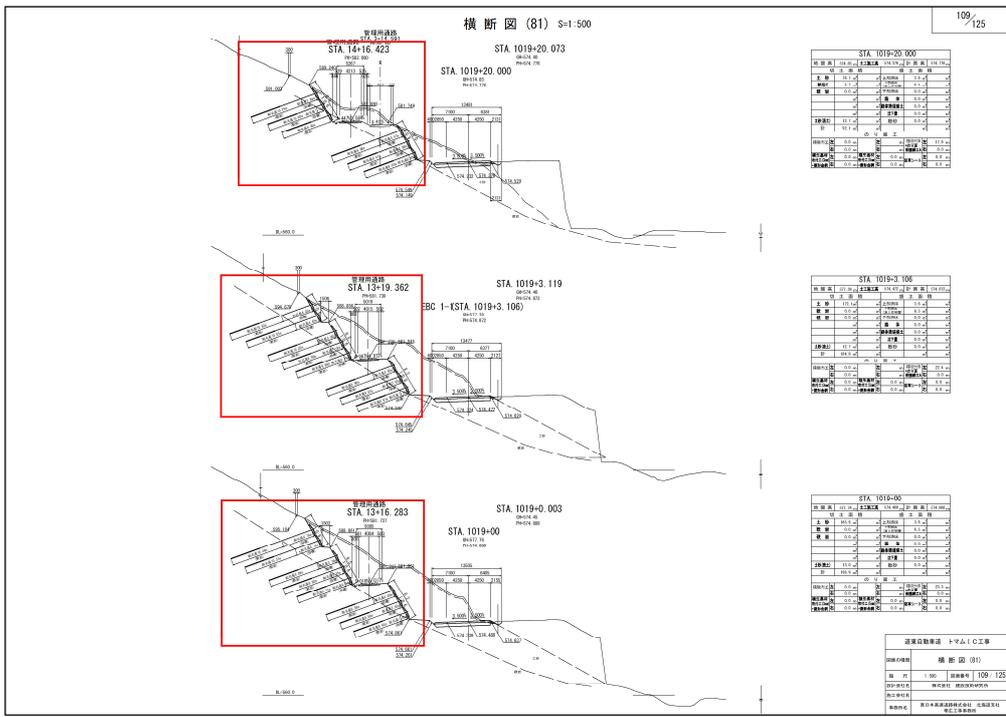
正誤表(27)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分
<p>設計図 土工(本線) (108/125)</p>	<p style="text-align: center;">誤</p>  <p>横断面(80) S=1:500 108/125</p> <p>設計図 土工(本線) (108/125)</p>
<p style="text-align: center;">正</p>	 <p>横断面(80) S=1:500 108/125</p> <p>設計図 土工(本線) (108/125)</p>

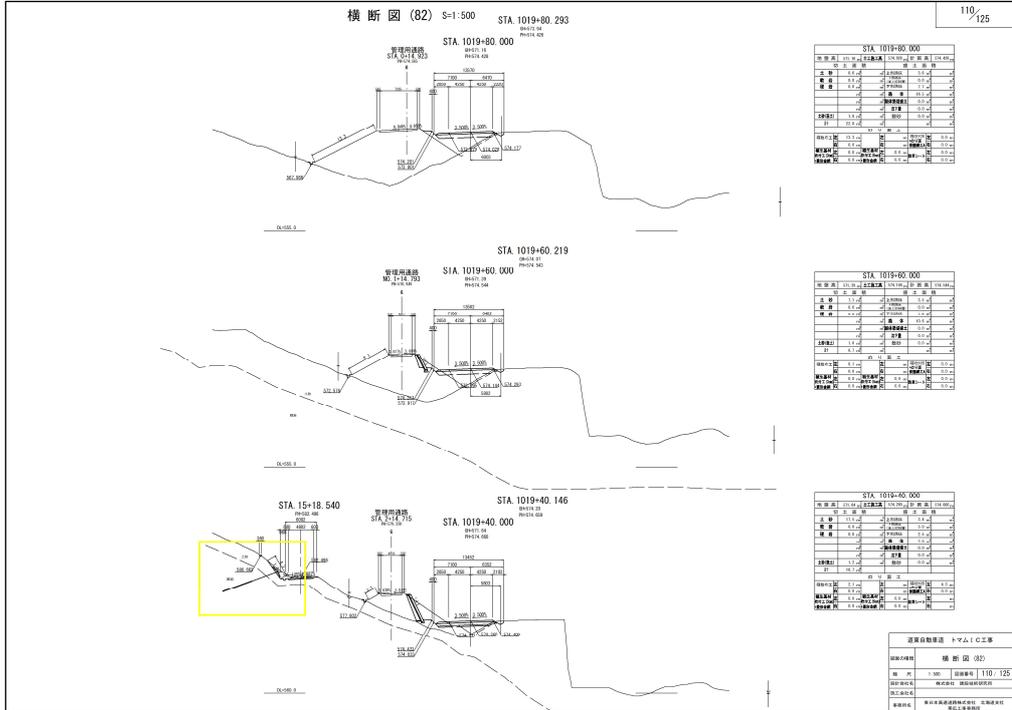
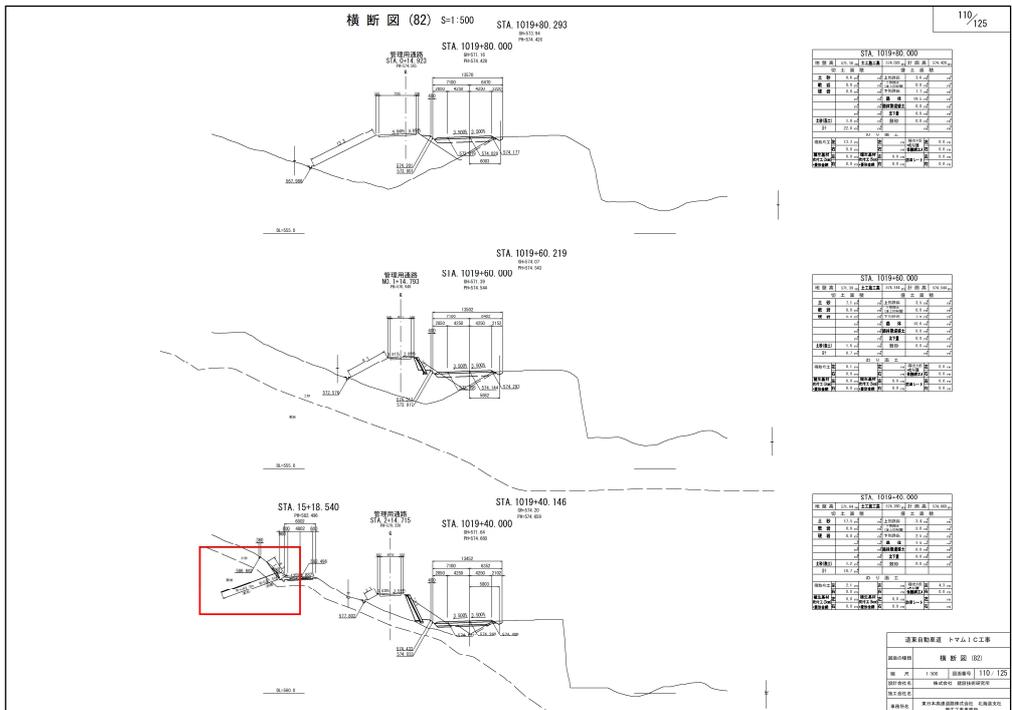
正誤表(28)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分
<p>設計図 土工(本線) (109/125)</p>	<p style="text-align: center;">誤</p> 
<p>設計図 土工(本線) (109/125)</p>	<p style="text-align: center;">正</p> 

正誤表(29)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分
<p>設計図 土工(本線) (110/125)</p>	<p style="text-align: center;">誤</p> 
<p style="text-align: center;">正</p>	

正誤表(30)

工事件名) 道東自動車道 トمامIC工事

修正箇所	正誤区分
<p>誤</p>	
<p>設計図 のり面工 (15/53)</p>	

正誤表(31)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分
<p style="text-align: center;">誤</p>	<p>のり面保護工標準断面図(1) 5:1 250</p> <p>DL-555.0</p> <p>16 / 53</p>
<p style="text-align: center;">正</p>	<p>のり面保護工標準断面図(1) 5:1 250</p> <p>DL-555.0</p> <p>16 / 53</p>

設計図
のり面工
(16/53)

正誤表(32)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分
<p style="text-align: center;">誤</p>	
<p style="text-align: center;">正</p>	

設計図
のり面工
(17/53)

正誤表(33)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分
<p>誤</p>	
<p>設計図 のり面工 (18/53)</p>	

正誤表(34)

工事(件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分
<p>誤</p>	<div style="text-align: center;"> <p>STA1014付近 補強土壁工一般図 STA. 1014+25.98~STA. 1015+2.73</p> </div>
<p>設計図 のり土工 (46/53)</p>	<div style="text-align: center;"> <p>STA1014付近 補強土壁工一般図 STA. 1014+25.98~STA. 1015+2.73</p> </div>

正誤表(37)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分
<p style="text-align: center;">誤</p> <p style="text-align: center;">設計図 橋梁工 十三線の沢川橋下部工 (6/79)</p>	<p style="text-align: center;">十三線の沢川橋(下り線) A1橋台構造図(その1) S=1:250 6/79</p>
	<p style="text-align: center;">十三線の沢川橋(下り線) A1橋台構造図(その1) S=1:250 6/79</p>
<p style="text-align: center;">正</p>	

正誤表(38)

工事件名) 道東自動車道 トمامIC工事

修正箇所	正誤区分																				
<p>設計図</p> <p>橋梁工</p> <p>十三線の沢川橋下部工</p> <p>(10/79)</p>	<p style="text-align: center;">十三線の沢川橋(下り線) A2橋台構造図(その1) S=1:250 10/79</p> <p style="text-align: center;">正面図(1-1) 背面図(2-2) 断面図(3-3)</p> <p style="text-align: center;">平面図 1期線 杭配置図 支 承 配 置 図</p> <p style="text-align: right;">注) 上図正誤工</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">材 料 表</th> <th colspan="2">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋脚・翼梁</td> <td>コンクリート</td> <td></td> <td>標準</td> </tr> <tr> <td>橋脚</td> <td>FRP繊維強化プラスチック</td> <td>FRP-100</td> <td>標準</td> </tr> <tr> <td>橋脚付土体</td> <td>FRP繊維強化プラスチック</td> <td>FRP-100</td> <td>標準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>押かけ基礎(鋼)WAC</td> <td></td> <td>標準</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;"> 標準仕様書 国土交通省「橋梁」(平成17年) 橋脚構造(第10号) 橋脚構造(第10号) 橋脚構造(第10号) 橋脚構造(第10号) </p>	材 料 表		規 格		橋脚・翼梁	コンクリート		標準	橋脚	FRP繊維強化プラスチック	FRP-100	標準	橋脚付土体	FRP繊維強化プラスチック	FRP-100	標準		押かけ基礎(鋼)WAC		標準
	材 料 表		規 格																		
橋脚・翼梁	コンクリート		標準																		
橋脚	FRP繊維強化プラスチック	FRP-100	標準																		
橋脚付土体	FRP繊維強化プラスチック	FRP-100	標準																		
	押かけ基礎(鋼)WAC		標準																		
<p style="text-align: center;">十三線の沢川橋(下り線) A2橋台構造図(その1) S=1:250 10/79</p> <p style="text-align: center;">正面図(1-1) 背面図(2-2) 断面図(3-3)</p> <p style="text-align: center;">平面図 1期線 杭配置図 支 承 配 置 図</p> <p style="text-align: right;">注) 上図正誤工</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">材 料 表</th> <th colspan="2">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋脚・翼梁</td> <td>コンクリート</td> <td></td> <td>標準</td> </tr> <tr> <td>橋脚</td> <td>FRP繊維強化プラスチック</td> <td>FRP-100</td> <td>標準</td> </tr> <tr> <td>橋脚付土体</td> <td>FRP繊維強化プラスチック</td> <td>FRP-100</td> <td>標準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>押かけ基礎(鋼)WAC</td> <td></td> <td>標準</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;"> 標準仕様書 国土交通省「橋梁」(平成17年) 橋脚構造(第10号) 橋脚構造(第10号) 橋脚構造(第10号) 橋脚構造(第10号) </p>	材 料 表		規 格		橋脚・翼梁	コンクリート		標準	橋脚	FRP繊維強化プラスチック	FRP-100	標準	橋脚付土体	FRP繊維強化プラスチック	FRP-100	標準		押かけ基礎(鋼)WAC		標準	
材 料 表		規 格																			
橋脚・翼梁	コンクリート		標準																		
橋脚	FRP繊維強化プラスチック	FRP-100	標準																		
橋脚付土体	FRP繊維強化プラスチック	FRP-100	標準																		
	押かけ基礎(鋼)WAC		標準																		

正誤表(39)

工事件名) 道東自動車道 トナムIC工事

修正箇所	正誤区分																																																			
<p style="text-align: center;">誤</p> <p style="text-align: center;">設計図 橋梁工 十三線の沢 川橋下部工 (64/79)</p>	<p style="text-align: center;">十三線の沢川橋(下り線) A1土留め工計画図(その6) 縮尺 1:250</p> <p style="text-align: right;">64 / 79</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="576 548 967 891" style="border: 2px solid yellow; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">断面図</p> </div> <div data-bbox="1034 517 1310 869"> <p>A1橋台部 仮設土留工数量表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材料形式</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鋼管</td><td>φ100</td><td>1000</td><td>1000</td><td>1000</td><td>1000</td><td>1000</td><td>1000</td><td>1000</td><td>1000</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> </tbody> </table> <p>土留め壁 切筋・撤去 数量表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>切筋</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>撤去</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> </tbody> </table> </div> </div>	種別	材料形式	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	鋼管	φ100	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	種別	仕様	標準	標準	標準	標準	標準	切筋	撤去
	種別	材料形式	標準	標準																																																
鋼管	φ100	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000																																											
...																																											
種別	仕様	標準	標準	標準	標準	標準																																														
切筋																																														
撤去																																														
<p style="text-align: center;">正</p>	<p style="text-align: center;">十三線の沢川橋(下り線) A1土留め工計画図(その6) 縮尺 1:250</p> <p style="text-align: right;">64 / 79</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="576 1422 967 1774" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">断面図</p> </div> <div data-bbox="1034 1391 1310 1742"> <p>A1橋台部 仮設土留工数量表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材料形式</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鋼管</td><td>φ100</td><td>1000</td><td>1000</td><td>1000</td><td>1000</td><td>1000</td><td>1000</td><td>1000</td><td>1000</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> </tbody> </table> <p>土留め壁 切筋・撤去 数量表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>切筋</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>撤去</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> </tbody> </table> </div> </div>	種別	材料形式	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	鋼管	φ100	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	種別	仕様	標準	標準	標準	標準	標準	切筋	撤去
	種別	材料形式	標準	標準																																																
鋼管	φ100	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000																																											
...																																											
種別	仕様	標準	標準	標準	標準	標準																																														
切筋																																														
撤去																																														

正誤表(40)

工事件名) 道東自動車道 トナム I C 工事

修正箇所	正誤区分
<p>設計図 橋梁工 十三線の沢川橋下部工 (65/79)</p>	<p style="text-align: center;">十三線の沢川橋(下り線) A1土留め工計画図(その7) 縮尺 1:250 65 / 79</p> <p style="text-align: center;">誤</p>
	<p style="text-align: center;">十三線の沢川橋(下り線) A1土留め工計画図(その7) 縮尺 1:250 65 / 79</p> <p style="text-align: center;">正</p>